

保証月報

— EHIME GUARANTEE MONTHLY REPORT —



大洲城(大洲市)

2017/4

〈Guarantee Information〉

- ◇平成29年度 組織体制のご案内
- ◇050ダイヤルイン番号表変更のご案内
- ◇お知らせ

愛媛県新事業創出支援資金の保証料全額補助について
地域産業応援保証(すぐサポ)の保証料割引をスタートしました
中小企業会計割引制度の取扱終了について
「創業・再挑戦計画書」の改正について
激甚災害保証の適用期限延長について
経営安定関連保証4号の指定期間延長等について
経営安定関連保証5号の指定業種について

〈Column〉

- ◇地域の魅力発信 No.1
(八幡浜市)
八幡浜黒湯温泉 みなと湯

がんばる中小企業のベストパートナー

保証月報

— EHIME GUARANTEE MONTHLY REPORT —

2017/4

Contents

〈Guarantee Information〉

◇平成29年度 組織体制のご案内	1
◇050ダイヤルイン番号表変更のご案内	2
◇お知らせ	
愛媛県新事業創出支援資金の保証料全額補助について	3
地域産業応援保証(すごサポ)の保証料割引をスタートしました	4
中小企業会計割引制度の取扱終了について	6
「創業・再挑戦計画書」の改正について	6
激甚災害保証の適用期限延長について	6
経営安定関連保証4号の指定期間延長等について	7
経営安定関連保証5号の指定業種について	7

〈保証状況〉

◇今月の保証概況(平成29年3月)	8
◇本・支所別保証状況	9
◇金融機関別保証状況	9
◇業種別保証状況	10
◇金額別・期間別・用途別保証状況	11
◇市町制度保証状況	12
◇ランキングベスト10	13
◇金融機関店舗別保証状況	14

〈融資保証制度〉

◇融資保証制度一覧	21
◇信用保証料率表	30
◇保証協会団信実績	32

〈Column〉

◇地域の魅力発信 No.1(八幡浜市)八幡浜黒湯温泉 みなと湯	
---------------------------------	--



当協会ホームページのご案内

愛媛県信用 検索

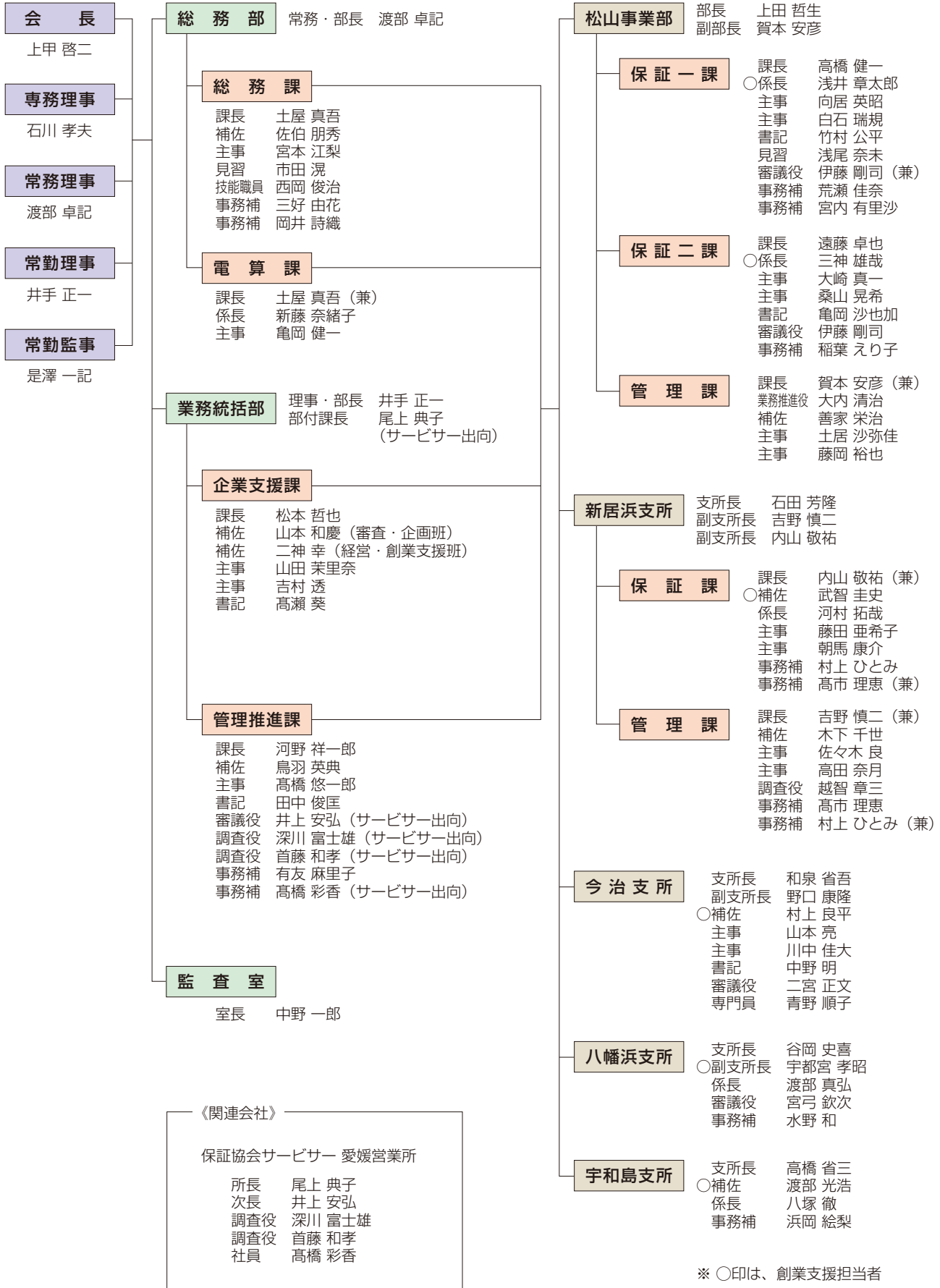
<http://www.ehime-cgc.or.jp/>



お知らせ(更新・新着情報)

- 2017年04月04日/保証の概況「平成29年3月」を掲載しました。
- 2017年03月30日/「地域産業応援保証(すごサポ)」の保証料割引を開始します
- 2017年03月30日/愛媛県による新事業創出支援資金の保証料全額補助について
- 2017年03月07日/「創業・再挑戦計画書」様式改正について
- 2017年03月07日/中小企業会計割引制度の取扱終了について

愛媛県信用保証協会 組織図 (平成29年4月1日)



050ダイヤルイン番号表変更のご案内

◇当協会では「050ダイヤルイン」を導入しております。

◇松山事業部・各支所に加え、本部の各職員に対しても直接繋がりますのでご利用ください。

※担当者が話し中または離席の場合は、他の職員が対応いたします。

本 部		TEL 089(931)2111(代)	松 山 事 業 部		TEL 089(931)2118
総 務 部			保 証 二 課		
常務・部長	渡部 卓記		課長	遠藤 卓也	050 - 3803 - 1978
総 務 課				三神 雄哉	050 - 3803 - 1994
課長	土屋 真吾	050 - 3803 - 1965		大崎 真一	050 - 3803 - 1998
	佐伯 朋秀	050 - 3851 - 1472		桑山 晃希	050 - 3803 - 2004
	宮本 江梨	050 - 3851 - 1474		亀岡 沙也加	050 - 3803 - 1999
	市田 滉	050 - 3851 - 1473		稲葉 えり子	050 - 3803 - 1989
	三好 由花	050 - 3851 - 1476		伊藤 剛司	050 - 3851 - 1479
	岡井 詩織	050 - 3851 - 1475	管 理 課		
電 算 課			副部長・課長	賀本 安彦	050 - 3803 - 1988
課長	土屋 真吾	050 - 3803 - 1965		大内 清治	050 - 3803 - 2007
	新藤 奈緒子	050 - 3851 - 1477		善家 栄治	050 - 3803 - 2003
	亀岡 健一	050 - 3851 - 1478		土居 沙弥佳	050 - 3803 - 2006
				藤岡 裕也	050 - 3803 - 2008
業 務 統 括 部			新 居 浜 支 所		
理事・部長	井手 正一		保証課	TEL 0897(33)8282	
企 業 支 援 課			管理課	TEL 0897(33)8292	
課長	松本 哲也	050 - 3803 - 1967	支所長	石田 芳隆	050 - 3803 - 2012
	山本 和慶	050 - 3851 - 1486	保 証 課		
	二神 幸	050 - 3851 - 1482	課長	内山 敬祐	050 - 3803 - 2013
	山田 茉里奈	050 - 3851 - 1483		武智 圭史	050 - 3803 - 2017
	吉村 透	050 - 3851 - 1484		河村 拓哉	050 - 3803 - 2015
	高瀬 葵	050 - 3851 - 1470		藤田 亜希子	050 - 3803 - 2018
管 理 推 進 課				朝馬 康介	050 - 3803 - 2022
課長	河野 祥一郎	050 - 3803 - 1972		村上 ひとみ	050 - 3803 - 2020
	鳥羽 英典	050 - 3851 - 1485	管 理 課		
	高橋 悠一郎	050 - 3851 - 1487	副支所長・課長	吉野 慎二	050 - 3803 - 2021
	田中 俊匡	050 - 3851 - 1488		木下 千世	050 - 3803 - 2014
	有友 麻里子	050 - 3851 - 1489		佐々木 良	050 - 3803 - 2025
監 査 室				高田 奈月	050 - 3803 - 2016
室長	中野 一郎	050 - 3851 - 1490		高市 理恵	050 - 3803 - 2024
				越智 章三	050 - 3803 - 2011
松 山 事 業 部			今 治 支 所		
部長	上田 哲生	050 - 3803 - 1977	支所長	和泉 省吾	050 - 3803 - 1951
保 証 一 課			副支所長	野口 康隆	050 - 3803 - 1952
課長	高橋 健一	050 - 3803 - 1993		村上 良平	050 - 3803 - 1954
	浅井 章太郎	050 - 3803 - 1979		山本 亮	050 - 3803 - 1955
	向居 英昭	050 - 3803 - 1984		川中 佳大	050 - 3803 - 1953
	白石 瑞規	050 - 3803 - 1985		中野 明	050 - 3803 - 1956
	竹村 公平	050 - 3803 - 1995		青野 順子	050 - 3803 - 1963
	浅尾 奈未	050 - 3803 - 2002		二宮 正文	050 - 3803 - 1990
	荒瀬 佳奈	050 - 3803 - 1991	八 幡 浜 支 所		
	宮内 有里沙	050 - 3803 - 1992	支所長	谷岡 史喜	050 - 3803 - 1961
松 山 事 業 部			副支所長	宇都宮 孝昭	050 - 3803 - 1958
部長	上田 哲生	050 - 3803 - 1977		渡部 真弘	050 - 3803 - 1960
保 証 一 課				水野 和	050 - 3803 - 1959
課長	高橋 健一	050 - 3803 - 1993		宮弓 欽次	050 - 3803 - 1962
	浅井 章太郎	050 - 3803 - 1979	宇 和 島 支 所		
	向居 英昭	050 - 3803 - 1984	支所長	高橋 省三	050 - 3803 - 1944
	白石 瑞規	050 - 3803 - 1985		渡部 光浩	050 - 3803 - 1945
	竹村 公平	050 - 3803 - 1995		八塚 徹	050 - 3803 - 1946
	浅尾 奈未	050 - 3803 - 2002		浜岡 絵梨	050 - 3803 - 1949
	荒瀬 佳奈	050 - 3803 - 1991			
	宮内 有里沙	050 - 3803 - 1992			

愛媛県中小企業融資制度

創業のチャンス

★新事業創出支援資金の
保証料を全額補助します★

— 愛媛県は、あなたの創業・事業承継を応援します。 —

愛媛県内で創業しようとする方、事業承継に取り組もうとする方は、県の融資制度のうち、新事業創出支援資金を利用する際に、信用保証料を全額補助いたします。

(注意：融資申込時に保証協会の利用残高がない者に限ります。)

1 融資条件

- | | |
|--------|--|
| ① 資金用途 | 運転資金、設備資金 |
| ② 融資限度 | 創業 2,500万円（創業特例3,000万円）
事業承継 運転 5,000万円、設備 1億円 |
| ③ 融資期間 | 創業・事業承継 運転7年以内（うち据置1年以内）
設備10年以内（うち据置1年以内） |
| ④ 融資利率 | 創業・事業承継 年1.50%（創業特例1.30%） |
| ⑤ 保証料率 | 創業 年0.80% → <u>0.0%</u>
事業承継 年0.35%~1.72% → <u>0.0%</u> |

◆ 創業特例については、お問い合わせください。

ポイント

保証料の
負担なし!!

2 取扱金融機関

伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、宇和島信用金庫、東予信用金庫、川之江信用金庫、商工組合中央金庫松山支店、みずほ銀行、三井住友銀行、中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、四国銀行、徳島銀行、香川銀行、高知銀行、観音寺信用金庫

3 実施期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで



※ 融資及び保証については、金融機関及び保証協会による審査の結果、ご希望に添いかねる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(問い合わせ先)

愛媛県経済労働部経営支援局経営支援課金融係
TEL:089-912-2481 FAX:089-912-2479

愛媛県信用保証協会業務統括部企業支援課
TEL:089-931-2114 FAX:089-931-2107

地域産業応援保証（すごサポ）の保証料割引をスタートしました



愛媛県では、県内の優れた技術・製品・サービス等を持つ企業を「スゴ技」、「すご味」、「すごモノ」、「スゴVen.」データベースとして整備し、愛媛の豊富な資源を積極的に売り込むことで、実需を創出していくという独自の地域経済活性化策に取り組んでいます。

今般、愛媛県信用保証協会では、このような愛媛県の取組みと連携し、データベースに掲載された企業に対して、販路拡大に伴う運転資金や、新製品（商品）開発に伴う資金需要に、柔軟かつ迅速な保証を行うことで、県内企業の持続的成長を支援します。

✓ 資格要件

愛媛県内に事業所を有し、保証対象業種を営む中小企業者で、愛媛県のデータベース「スゴ技」、「すご味」、「すごモノ」、「スゴVen.」に掲載されている方

メリット

1

信用保証料率の引下げ

通常の保証料率より0.15%引下げします。

メリット

2

与信枠の拡大

1,000万円を上限として、与信枠を拡大します。
(ただし、直近決算における平均月商の2ヵ月を上限とします。)

メリット

3

返済負担の軽減

期間1年以内で、約定返済を不要とする恒常的な手形貸付を利用できます。
これにより、月々の約定返済負担が軽減され、資金繰りの安定化が図れます。

地域産業応援保証“すごサポ”概要

- 資格要件：愛媛県内に事業所を有し、保証対象業種を営む中小企業者で、愛媛県のデータベース「スゴ技」、「すご味」、「すごモノ」、「スゴVen.」に掲載されている方
- 保証限度額：1,000万円以内（ただし、直近決算における平均月商の2ヶ月以内）
- 資金使途：運転資金
- 保証期間：10年以内（一括返済は1年以内）
- 保証料率：年0.30%～年1.75% **0.15%もおトク!**
- 貸付利率：金融機関の所定利率
- 連帯保証人：法人の場合は原則代表者1名（個人は原則不要）
- 担保：必要に応じて徴求
- 取扱金融機関：約定書締結金融機関

※融資及び保証については、金融機関及び保証協会による審査の結果、ご希望に沿いかねる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

愛媛県の実り

データベース
「スゴ技」「すご味」
「すごモノ」「スゴVen.」

販売促進支援

- ・冊子を作成して情報発信
- ・ビジネスマッチングへの出店
- ・商談会開催等

連携

販路開拓や
新製品（商品）
開発等の
運転資金ニーズ

信用保証協会の取組み

“すごサポ”で資金支援

- 与信枠の拡大
1,000万円を上限に与信枠を拡大
（ただし、直近決算における平均月商の2ヵ月を上限）
- 返済負担の軽減
期間1年以内で約定返済を不要とする恒常的な
手形貸付が利用可能
- 迅速な保証対応

愛媛県信用保証協会とは

中小企業のみならずが金融機関から事業に必要なお金を借りるとき、「確かな保証人」となってお金が借りやすくなるようにサポートする公的な機関です。

県内5カ所地域に密着した保証業務を行っていますので、お近くの窓口へお気軽にお問い合わせください。

■本所

〒790-8651 松山市一番町4丁目1番地2 中小企業会館1～3階
【松山事業部】
保証一課・保証二課・管理課
TEL (089) 931-2118 FAX (089) 931-2174
【業務区域】
松山市・東温市・伊予市・久万高原町・砥部町・松前町

■新居浜支所

〒792-0025 新居浜市一宮町2丁目4番8号 新居浜商工会館2階
保証課 TEL (0897) 33-8282 FAX (0897) 33-8284
管理課 TEL (0897) 33-8292 FAX (0897) 33-8293
【業務区域】
新居浜市・西条市・四国中央市

■今治支所

〒794-0042 今治市旭町2丁目3番地20 今治商工会議所ビル5階
TEL (0898) 23-0170 FAX (0898) 23-0758
【業務区域】
今治市・上島町

■八幡浜支所

〒796-8691 八幡浜市1590番地22 八幡浜商工会館4階
TEL (0894) 22-2003 FAX (0894) 22-3137
【業務区域】
八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町

■宇和島支所

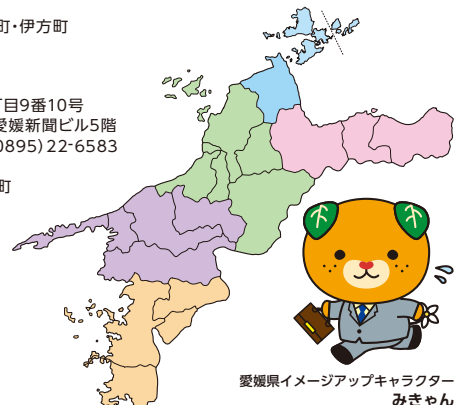
〒798-0040 宇和島市中央町1丁目9番10号
愛媛新聞ビル5階
TEL (0895) 22-6556 FAX (0895) 22-6583
【業務区域】
宇和島市・鬼北町・松野町・愛南町

【ホームページのご案内】



愛媛県信用保証協会

検索



愛媛県イメージアップキャラクター
みきゃん

中小企業会計割引制度の取扱終了について

中小企業会計割引制度(以下「会計割引制度」という。)は、平成 18 年 4 月に「中小企業の会計に関する指針」に準拠することによる中小企業の会計の信頼性向上を目的として、中小企業庁からの協力要請に基づき、全国の信用保証協会統一で導入されました。

その後、平成 24 年 2 月に「中小企業の会計に関する基本要領」(以下「中小会計要領」という。)が公表されたことを踏まえ、中小会計要領の普及・促進のため、平成 25 年 4 月からは中小会計要領活用時における保証料率の割引に変更して実施しているところです。

中小会計要領の普及・活用促進については、3 年間の集中広報・普及期間を超えて国、関係団体が進めてきたところであり、これまで多くの中小企業が中小会計要領を利用するに至り、会計割引制度がその普及・活用促進に寄与したとのことから、全国の信用保証協会統一で実施する会計割引制度については、平成 29 年 3 月 31 日をもって取扱いを終了する旨、中小企業庁にて決定されました。

つきましては、当協会としましても、中小企業庁の方針に沿う形で平成 29 年 3 月 31 日保証申込受付分をもって会計割引制度を終了しましたので、お知らせします。

(創業等関連保証・創業関連保証・支援創業関連保証・再挑戦支援保証用)
創業・再挑戦計画書

信用保証協会 申請 平成 年 月 日
西暦 西暦
〒 市 区 町 丁目 番 号

【申込人】
姓 名
住 居
会社名
役 職
電話番号
Eメール

創業等関連保証・創業関連保証・支援創業関連保証・再挑戦支援保証の申込みにあたり、以下のとおり創業・再挑戦計画書を使用します。

1. 事業概要

業 種 形 態	個人事業・会社事業	業 種 (個人) 会社名 (会社)	電 話 ()
創業予定住所			
創業届出(個人) 届出(会社)	有・無	届出予定年月日 平成 年 月 日	完成 認定予定年月日 平成 年 月 日
業 種	資本金		
許可等 (種類)	取得予定時期等 (種類)		
従業員数	名	月	日
創業動機・目的			
創業に必要な知識・技能・ノウハウの習得			
創業資金の調達・活用計画			
事業成功の要因・リスク・数値等			

2. 創業準備の着手状況 (下記の該当事項に○印を付けて下さい)

ア 設備・機材等調達済である。
イ 土地・店舗を取得するための借入金等支払済みである。
ロ 土地・店舗を取得するための借入金・敷金支払済みである。
ハ 商品・原料の仕入れを行っている。
ニ 事業に必要な設備を揃えている。
ホ 事業に必要な許可を取得済み (許可取得見込み (申請状況や取得予定時期等) を具体的に記入してください。)

キ その他 (具体的に記入して下さい)

3. 遊休資金計画

名 称	金 額	種 類	内 訳
商品・材料等の仕入金	千円		
人 件 費 等			
そ の 他 の 資 金			
計	A		

1/5

「創業・再挑戦計画書」の改正について

「創業・再挑戦計画書」が改正され、平成 29 年 4 月以降の保証申込受付分より「許可等の内容 (種類、根拠法) 及び取得見込み (申請状況、取得予定時期等) の記載がされていること」を、確認方法として新たに設けることとなりました。

平成 29 年 4 月以降に旧様式で申し込んだ場合は、この度追加となった許可等に関する項目を追記していただく必要がありますので、ご注意ください。

激甚災害保証の適用期限延長について

東日本大震災及び平成 28 年台風 10 号による災害に係る激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令が公布・施行され、下記のとおり、同災害に係る激甚災害保証の適用期限が延長されましたので、お知らせします。

下記制度は、被災区域内に事業所を有し、直接被害を受けた方が対象となる保証制度です。

1. 東日本大震災に係る災害関係保証
改正前：平成 29 年 3 月 31 日 延長後：平成 30 年 3 月 31 日
2. 平成 28 年台風 10 号による災害に係る災害関係保証
改正前：平成 29 年 3 月 22 日 延長後：平成 30 年 3 月 22 日

経営安定関連保証4号の指定期間延長等について

経営安定関連保証 4 号の指定について、以下のとおり、指定地域を一部削除のうえ、指定期間が延長となりましたのでお知らせします。

●平成 28 年熊本地震による災害に関する経営安定関連保証 4 号

<指定地域>

熊 本 県	全域
大 分 県	全域
鹿 児 島 県	鹿児島市、出水市、指宿市、日置市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、南九州市、伊佐市、屋久島町
長 崎 県	長崎市、島原市、平戸市、雲仙市

<指定期間>

【延長前】平成 29 年 3 月 14 日まで 【延長後】平成 29 年 6 月 14 日まで

●平成 28 年台風 10 号による災害に関する経営安定関連保証 4 号

<指定地域>

北 海 道	南富良野町
岩 手 県	宮古市、久慈市、岩泉町

<指定期間>

【延長前】平成 29 年 3 月 15 日まで 【延長後】平成 29 年 6 月 15 日まで

経営安定関連保証5号の指定業種について

中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号の規定に基づくセーフティネット保証 5 号について、新たに平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日まで（平成 29 年度第 1 四半期分）の指定業種が中小企業庁より公表されましたのでお知らせします。

1. 指定業種 247 業種
 2. 指定期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日まで
- 指定業種の詳細については、中小企業庁のホームページでご確認ください。

<中小企業庁 HP> http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm

今月の保証概況 (平成29年3月)

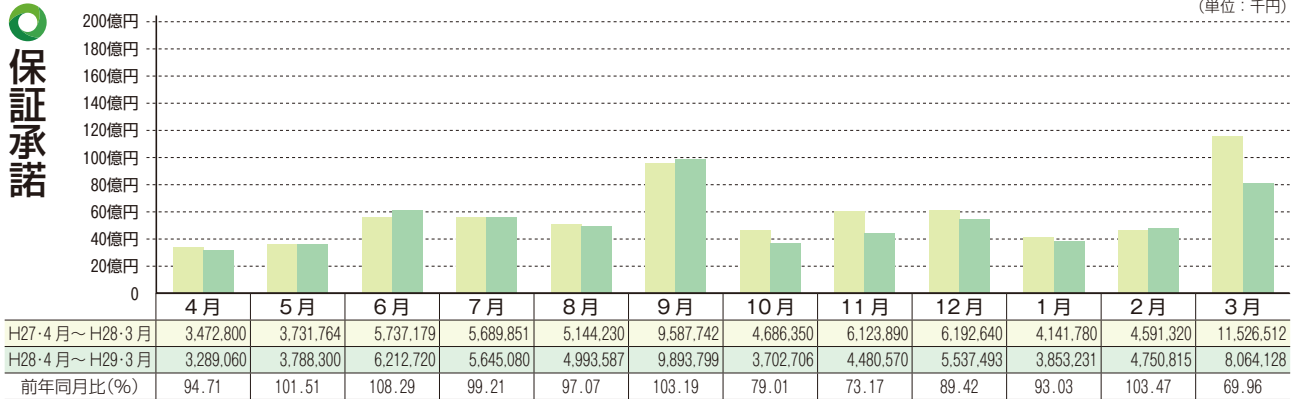
実績

(単位：千円)

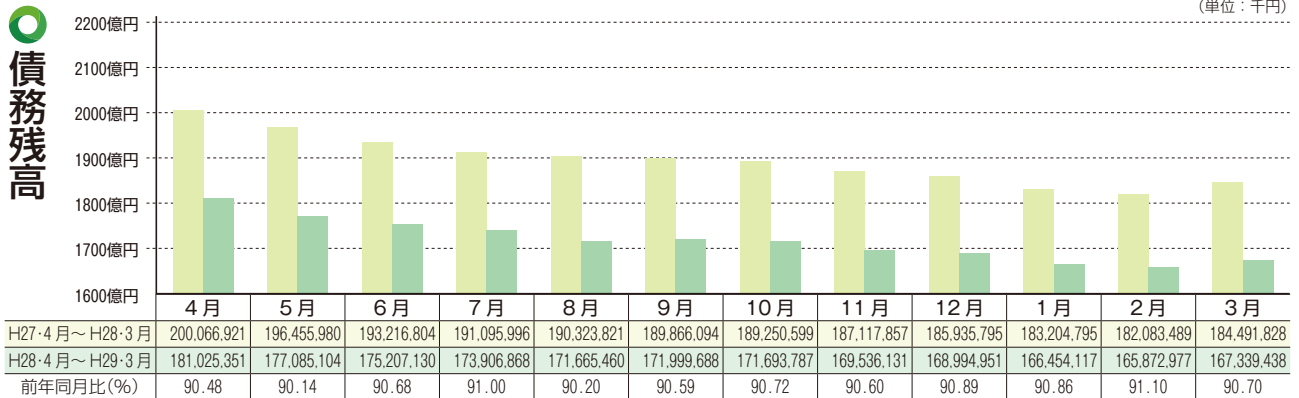
区分	当月中				当月末			
	件数	金額	対前年同月比(%)		件数	金額	対前年同月比(%)	
			件数	金額			件数	金額
保証申込	666	7,195,128	71.00	64.29	6,339	65,471,356	94.20	90.10
保証承諾	697	8,064,128	71.12	69.96	6,173	64,211,489	93.81	90.92
保証債務残高	—	—	—	—	22,961	167,339,438	94.86	90.70
代位弁済	16	90,617	61.54	32.15	153	1,019,035	59.77	48.37

推移グラフ

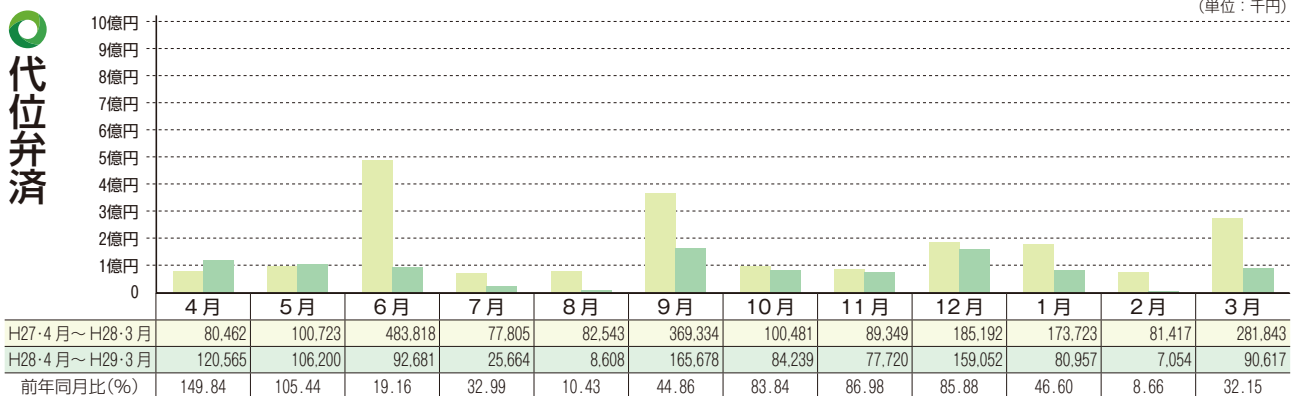
(単位：千円)



(単位：千円)



(単位：千円)



本・支所別保証状況 金融機関別保証状況

保証状況
E-HIME GUARANTEE

本・支所別保証状況 (平成 29 年 3 月分)

(単位：千円)

区分	保証承諾						保証債務残高			代位弁済					
	当月中			当月末			当月末			当月中			当月末		
	件数	金額	前年比 (%)	件数	金額	前年比 (%)	件数	金額	前年比 (%)	件数	金額	前年比 (%)	件数	金額	前年比 (%)
本所	345	4,083,308	63.95	2,942	31,949,831	92.09	10,851	77,909,165	92.61	5	21,001	32.16	69	438,922	42.58
新居浜	147	1,525,470	82.88	1,311	12,365,650	90.52	5,047	37,228,458	86.43	0	0	0.00	33	136,340	23.98
今治	99	1,159,550	78.66	1,026	10,084,620	86.52	3,433	25,898,312	90.06	5	28,355	1,331.53	13	201,830	176.52
八幡浜	45	502,100	46.05	440	5,164,850	87.93	1,760	14,586,727	90.33	1	840	-----	14	110,346	59.39
宇和島	61	793,700	107.80	454	4,646,538	98.04	1,870	11,716,777	94.59	5	40,421	590.35	24	131,598	63.53
合計	697	8,064,128	69.96	6,173	64,211,489	90.92	22,961	167,339,438	90.70	16	90,617	32.15	153	1,019,035	48.37

金融機関別保証状況 (平成 29 年 3 月分)

(単位：千円)

	保証承諾						保証債務残高			代位弁済					
	当月中			当月末			当月末			当月中			当月末		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
銀行	伊予	245	3,900,008	2,093	28,465,814	44.33	8,943	82,387,538	49.23	5	43,398	57	566,673	55.61	
	四国	2	40,000	45	800,660	1.25	214	2,073,815	1.24	0	0	0	0	0.00	
	百十四	20	93,500	89	1,366,800	2.13	330	3,058,611	1.83	0	0	2	7,047	0.69	
	阿波	2	29,000	10	172,500	0.27	53	575,489	0.34	0	0	0	0	0.00	
	広島	7	27,500	139	1,520,800	2.37	630	5,063,020	3.03	0	0	2	1,594	0.16	
	中国	0	0	0	0	0.00	22	243,333	0.15	0	0	0	0	0.00	
	山口	1	25,000	12	147,350	0.23	52	809,467	0.48	0	0	0	0	0.00	
	西日本	0	0	0	0	0.00	2	8,792	0.01	0	0	0	0	0.00	
	みずほ	4	225,000	6	310,000	0.48	29	698,007	0.42	0	0	0	0	0.00	
	りそな	0	0	0	0	0.00	1	20,012	0.01	0	0	0	0	0.00	
	三井住友	0	0	0	0	0.00	10	57,686	0.03	0	0	0	0	0.00	
	三菱東京	0	0	9	120,000	0.19	20	255,087	0.15	0	0	0	0	0.00	
	三井住友信託	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
	あおぞら	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
	愛媛	284	2,701,270	2,252	21,081,241	32.83	6,980	45,589,226	27.24	6	5,980	49	276,301	27.11	
	香川	10	144,000	130	1,323,900	2.06	660	5,216,649	3.12	1	4,306	11	51,973	5.10	
高知	5	92,000	59	653,244	1.02	199	1,296,847	0.77	3	26,097	3	26,097	2.56		
徳島	6	219,500	45	606,900	0.95	122	945,166	0.56	0	0	0	0	0.00		
もみじ	0	0	1	5,000	0.01	3	7,998	0.00	0	0	0	0	0.00		
小計	586	7,496,778	4,890	56,574,209	88.11	18,270	148,306,743	88.63	15	79,782	124	929,685	91.23		
信用金庫	愛媛	77	326,550	1,039	6,028,460	9.39	3,480	14,344,182	8.57	1	10,835	18	52,978	5.20	
	川之江	5	40,000	39	385,000	0.60	146	799,766	0.48	0	0	0	0	0.00	
	東予	10	56,500	83	437,580	0.68	343	1,215,591	0.73	0	0	2	12,225	1.20	
	宇和島	15	102,700	108	675,920	1.05	649	2,076,963	1.24	0	0	8	18,874	1.85	
	観音寺	0	0	3	6,500	0.01	5	13,274	0.01	0	0	0	0	0.00	
	信金中金	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
小計	107	525,750	1,272	7,533,460	11.73	4,623	18,449,775	11.03	1	10,835	28	84,077	8.25		
朝銀西	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
県信連	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
単一農協	1	8,000	2	10,420	0.02	8	20,896	0.01	0	0	0	0	0.00		
県信漁連	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
農林中金	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
商工中金	3	33,600	9	93,400	0.15	60	562,024	0.34	0	0	1	5,273	0.52		
損保・生保	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
労働金庫	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
その他	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
小計	4	41,600	11	103,820	0.16	68	582,920	0.35	0	0	1	5,273	0.52		
合計	697	8,064,128	6,173	64,211,489	100.00	22,961	167,339,438	100.00	16	90,617	153	1,019,035	100.00		

金額別保証状況 (平成 29 年 3 月分)

(単位：千円)

区 分	保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高		
	当 月 中		当 月 末			当 月 末		
	件数	金 額	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比
1000 以下	90	76,200	709	626,666	0.98	2,380	1,188,210	0.71
1000 超 2000 以下	86	151,920	743	1,329,595	2.07	2,607	2,709,549	1.62
2000 超 3000 以下	83	240,308	774	2,238,498	3.49	2,873	4,883,049	2.92
3000 超 5000 以下	175	829,900	1,488	7,015,418	10.93	5,709	16,284,519	9.73
5000 超 10000 以下	97	843,600	973	8,406,255	13.09	3,519	18,967,499	11.33
10000 超 15000 以下	30	403,700	350	4,784,249	7.45	1,273	11,220,725	6.71
15000 超 20000 以下	27	506,000	317	6,020,585	9.38	1,200	14,667,007	8.76
20000 超 30000 以下	46	1,260,500	375	10,350,418	16.12	1,568	28,284,665	16.90
30000 超 50000 以下	42	1,915,000	324	14,166,805	22.06	1,158	33,853,479	20.23
50000 超 60000 以下	6	338,000	46	2,640,000	4.11	211	7,955,232	4.75
60000 超 70000 以下	3	191,000	19	1,267,000	1.97	112	5,308,786	3.17
70000 超 80000 以下	5	384,000	34	2,691,000	4.19	239	12,196,369	7.29
80000 超 100000 以下	2	188,000	8	758,000	1.18	50	2,993,345	1.79
100000 超 120000 以下	2	226,000	6	681,000	1.06	16	1,340,831	0.80
120000 超 150000 以下	1	150,000	2	300,000	0.47	15	1,290,557	0.77
150000 超 200000 以下	2	360,000	5	936,000	1.46	31	4,195,618	2.51
200000 超	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00
合 計	697	8,064,128	6,173	64,211,489	100.00	22,961	167,339,438	100.00

期間別保証状況 (平成 29 年 3 月分)

(単位：千円)

区 分	保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高		
	当 月 中		当 月 末			当 月 末		
	件数	金 額	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比
3 力月以下	8	155,000	51	748,900	1.17	13	209,830	0.13
3 力月超 6 力月以下	15	353,000	126	2,120,850	3.30	68	1,144,784	0.68
6 力月超 1 力年以下	22	623,200	202	3,932,766	6.12	207	4,152,334	2.48
1 力年超 2 力年以下	17	104,200	151	1,021,690	1.59	359	2,703,351	1.62
2 力年超 3 力年以下	47	339,258	376	1,392,588	2.17	1,462	2,904,242	1.74
3 力年超 4 力年以下	27	96,500	182	825,650	1.29	508	2,484,275	1.48
4 力年超 5 力年以下	377	2,178,770	3,308	18,410,771	28.67	12,710	45,205,561	27.01
5 力年超 7 力年以下	100	1,668,000	933	14,827,235	23.09	4,008	41,995,441	25.10
7 力年超 10 力年以下	74	2,040,000	781	18,230,839	28.39	3,357	59,132,444	35.34
10 力年超	10	506,200	63	2,700,200	4.21	269	7,407,176	4.43
合 計	697	8,064,128	6,173	64,211,489	100.00	22,961	167,339,438	100.00

使途別保証状況 (平成 29 年 3 月分)

(単位：千円)

区 分	保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高		
	当 月 中		当 月 末			当 月 末		
	件数	金 額	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比
運 転 資 金	613	7,148,100	5,433	58,603,736	91.27	20,175	151,399,003	90.47
設 備 資 金	50	662,928	437	3,481,283	5.42	1,793	10,509,670	6.28
運 転 設 備 資 金	34	253,100	303	2,126,470	3.31	993	5,430,765	3.25
合 計	697	8,064,128	6,173	64,211,489	100.00	22,961	167,339,438	100.00

市町制度保証状況

市町制度保証状況 (平成 29 年 3 月分)

(単位：千円)

振興資金		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
市	四 国 中 央	17	48,900	169	531,400	483	977,731
	新 居 浜	12	41,000	116	392,500	407	823,785
	西 条	27	90,500	230	837,000	774	1,703,012
	今 治	45	165,850	410	1,353,660	1,000	2,129,805
	松 山	115	351,908	824	2,402,628	3,867	7,466,169
	東 温	4	12,000	40	115,900	137	225,574
	伊 予	0	0	4	9,350	23	38,367
	大 洲	9	21,100	69	215,850	208	417,591
	八 幡 浜	3	7,200	38	101,700	149	247,122
	西 予	6	21,500	43	151,800	161	316,001
宇 和 島	27	96,700	204	751,520	872	1,630,822	
	小 計	265	856,658	2,147	6,863,308	8,081	15,975,978
町	久 万 高 原	3	7,800	4	10,800	4	10,717
	内 子	1	5,000	10	37,300	27	54,618
	伊 方	0	0	1	5,000	3	12,427
	鬼 北	0	0	0	0	0	0
	松 野	0	0	0	0	1	1,755
	愛 南	0	0	3	7,300	16	22,814
	小 計	4	12,800	18	60,400	51	102,331
合 計		269	869,458	2,165	6,923,708	8,132	16,078,309

季節資金		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
松 山	0	0	1	1,000	0	0	
新 居 浜	0	0	0	0	0	0	
合 計		0	0	1	1,000	0	0

設備近代化資金		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
松 山	10	33,800	85	294,825	275	643,530	
(うち公害)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
今 治	3	17,500	19	91,580	58	205,883	
合 計		13	51,300	104	386,405	333	849,413

小口資金		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
今 治	0	0	0	0	1	350	
合 計		0	0	0	0	1	350

振興資金(緊急)		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
四 国 中 央	4	32,900	53	405,900	114	611,156	
新 居 浜	4	32,000	24	187,000	101	448,468	
今 治	12	112,200	117	995,200	306	1,639,354	
松 山	0	0	0	0	102	324,033	
八 幡 浜	0	0	13	76,500	60	251,055	
西 予	0	0	15	127,000	52	303,951	
合 計		20	177,100	222	1,791,600	735	3,578,016

振興資金(経営安定化)		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
松 山	3	9,000	25	129,500	349	701,263	
今 治	1	1,000	13	46,000	100	193,995	
合 計		4	10,000	38	175,500	449	895,258

平成29年3月末現在における各店舗別の信用保証状況を債務残高と保証承諾をベースに「ランキングベスト10」に集計しました。

今後とも県内中小企業金融の円滑化に、一層のご協力と信用保証の利用をお願いいたします。



前月 順位	順位	金融機関名		保証債務残高	
				件数	金額(千円)
1 →	1	愛媛銀行	本店営業部	528	6,101,209
2 →	2	伊予銀行	今治支店	359	4,749,732
3 →	3	伊予銀行	新居浜支店	375	4,295,352
4 →	4	伊予銀行	本店営業部	262	4,218,767
5 →	5	伊予銀行	西条支店	411	3,968,329
6 →	6	伊予銀行	宇和島支店	335	3,583,790
8 ↗	7	伊予銀行	本町支店	281	2,783,779
7 ↘	8	伊予銀行	八幡浜支店	202	2,627,352
9 →	9	伊予銀行	川之江支店	185	2,138,743
11 ↗	10	伊予銀行	空港通支店	253	2,132,423



前月 順位	順位	金融機関名		保証承諾(当月中)	
				件数	金額(千円)
1 →	1	愛媛銀行	本店営業部	20	536,000
3 ↗	2	伊予銀行	今治支店	18	376,000
8 ↗	3	愛媛銀行	森松支店	15	293,500
34 ↗	4	伊予銀行	宇和島支店	15	228,500
68 ↗	5	徳島銀行	今治支店	6	219,500
40 ↗	6	伊予銀行	空港通支店	10	218,000
10 ↗	7	伊予銀行	道後支店	8	214,000
157 ↗	8	伊予銀行	本町支店	7	204,800
50 ↗	9	伊予銀行	三津浜支店	10	201,808
55 ↗	10	伊予銀行	松山駅前支店	4	199,300



前月 順位	順位	金融機関名		保証承諾(当月末)	
				件数	金額(千円)
1 →	1	愛媛銀行	本店営業部	170	2,706,115
2 →	2	伊予銀行	今治支店	100	1,912,500
3 →	3	伊予銀行	西条支店	92	1,365,700
7 ↗	4	愛媛銀行	森松支店	77	1,185,500
5 →	5	伊予銀行	宇和島支店	84	1,139,150
4 ↘	6	伊予銀行	八幡浜支店	47	1,042,700
10 ↗	7	伊予銀行	三津浜支店	51	968,808
13 ↗	8	伊予銀行	空港通支店	65	916,200
6 ↘	9	伊予銀行	松前支店	40	900,100
9 ↘	10	伊予銀行	新居浜支店	77	897,100

金融機関店舗別保証状況

平成29年3月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
みずほ 松 山	0	0	-----	0	0	-----	9	33,040	41.64	0	0	0.00
今 治	3	105,000	70.00	4	160,000	54.05	17	470,582	116.27	0	0	0.00
高 松	1	120,000	-----	1	120,000	-----	2	167,598	283.90	0	0	0.00
難 波	0	0	-----	1	30,000	-----	1	26,787	-----	0	0	0.00
計	4	225,000	150.00	6	310,000	104.73	29	698,007	128.51	0	0	0.00
りそな 天 六	0	0	-----	0	0	-----	1	20,012	66.69	0	0	0.00
計	0	0	-----	0	0	-----	1	20,012	66.69	0	0	0.00
三井住友 新 居 浜	0	0	-----	0	0	-----	8	53,615	73.09	0	0	0.00
松 山	0	0	-----	0	0	-----	2	4,071	73.23	0	0	0.00
計	0	0	-----	0	0	-----	10	57,686	70.58	0	0	0.00
三菱東京 高 松 中 央	0	0	-----	2	40,000	88.89	7	102,667	60.00	0	0	0.00
高 松	0	0	-----	6	70,000	87.50	10	136,787	110.15	0	0	0.00
大 阪 西	0	0	-----	0	0	-----	2	5,799	39.60	0	0	0.00
福 山	0	0	-----	1	10,000	-----	1	9,834	-----	0	0	0.00
計	0	0	-----	9	120,000	96.00	20	255,087	82.30	0	0	0.00
伊予 本 店	2	17,000	13.08	43	893,500	64.94	262	4,218,767	82.92	7	103,857	2.24
本 町	7	204,800	553.51	56	613,800	82.47	281	2,783,779	90.03	1	8,000	0.28
潮 見	0	0	0.00	21	349,200	154.99	90	767,389	103.58	0	0	0.00
城 北	0	0	-----	0	0	0.00	2	5,990	78.84	0	0	0.00
松山駅前	4	199,300	249.13	24	499,800	102.42	172	1,407,992	89.69	0	0	0.00
湊 町	7	126,800	145.62	45	763,200	165.13	171	1,664,237	94.03	0	0	0.00
小 栗	6	46,500	310.00	22	249,000	157.10	79	486,375	93.82	1	7,548	1.50
立 花	3	42,000	840.00	13	114,000	170.91	54	236,624	91.69	0	0	0.00
新 立	0	0	-----	12	139,500	114.81	41	275,994	94.54	0	0	0.00
大 街 道	5	68,500	548.00	23	248,450	99.30	124	777,488	102.66	2	3,001	0.39
一 万	3	36,200	25.17	21	278,200	63.23	103	882,541	95.72	0	0	0.00
道 後	8	214,000	165.25	39	579,500	107.51	179	1,961,302	103.28	0	0	0.00
東 野	2	6,000	40.00	17	71,400	98.48	48	209,147	92.47	0	0	0.00
三 津 浜	10	201,808	252.26	51	968,808	262.02	196	1,860,545	95.40	0	0	0.00
水産市場	1	11,000	-----	2	47,000	110.59	7	82,545	87.62	0	0	0.00
問 屋 町	6	143,000	166.28	33	472,100	98.66	158	1,370,836	84.80	0	0	0.00
中央市場	0	0	0.00	12	153,500	118.53	38	361,582	101.82	0	0	0.00
空 港 通	10	218,000	330.30	65	916,200	167.71	253	2,132,423	95.29	1	2,489	0.12
余 戸	4	67,000	304.55	24	335,500	84.51	147	1,105,915	84.38	0	0	0.00
味 生	2	3,500	5.24	16	183,800	84.58	60	394,653	113.93	1	1,685	0.46
石 井	4	19,000	10.27	18	241,000	67.89	84	878,900	85.31	1	6,576	0.69
椿	2	10,000	55.56	31	384,700	255.95	109	733,706	97.56	2	10,074	1.38
久 米	5	39,000	181.40	27	278,200	77.93	114	717,264	85.56	0	0	0.00
福 音 寺	2	21,600	360.00	25	277,200	195.21	94	847,310	104.42	0	0	0.00
小 野	2	17,500	58.33	15	253,500	252.24	53	504,975	122.11	0	0	0.00
堀 江	0	0	0.00	7	33,900	126.73	59	355,654	78.53	0	0	0.00
和 気	3	33,000	178.38	12	123,000	183.86	57	300,478	69.78	0	0	0.00
森 松	3	26,000	27.28	31	215,800	94.44	139	697,211	90.72	0	0	0.00
中 島	3	17,300	230.67	6	66,500	47.74	20	135,503	80.70	0	0	0.00
北 条	5	49,000	44.55	36	373,900	147.38	171	986,934	96.50	1	808	0.08
横 河 原	2	10,000	71.43	18	204,800	144.23	77	562,148	98.30	0	0	0.00
川 内	0	0	0.00	11	210,000	66.67	62	809,172	99.93	0	0	0.00
砥 部	1	106,000	-----	22	330,900	222.08	89	609,481	114.41	1	1,043	0.19
松 前	0	0	0.00	40	900,100	138.73	145	1,752,524	96.39	1	3,964	0.21
郡 中	0	0	0.00	37	536,000	108.46	146	1,313,273	95.40	1	8,016	0.60
上 灘	0	0	-----	6	76,850	163.51	16	135,879	157.39	0	0	0.00
中 山	0	0	-----	4	84,000	90.32	14	126,637	95.61	1	3,519	2.75
久 万	0	0	-----	10	149,000	84.56	49	498,589	95.84	2	40,294	7.96

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

平成 29 年 3 月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
伊予 今 治	18	376,000	501.33	100	1,912,500	123.72	359	4,749,732	91.50	2	134,176	2.74
中 浜	7	64,700	52.60	55	679,700	97.17	156	1,565,450	102.04	0	0	0.00
日 吉	4	18,000	257.14	38	381,000	67.76	179	1,548,768	87.62	0	0	0.00
今 治 南	0	0	0.00	14	177,500	121.66	70	546,019	95.33	0	0	0.00
波 止 浜	0	0	0.00	18	201,800	76.01	74	624,223	91.33	0	0	0.00
鳥 生	4	84,700	256.67	37	473,500	162.99	100	771,428	94.79	0	0	0.00
桜 井	5	40,500	162.00	13	104,500	82.28	73	386,248	95.63	0	0	0.00
菊 間	3	21,000	77.78	19	196,500	183.64	51	429,742	107.81	0	0	0.00
大 島	3	17,000	22.67	25	348,900	166.14	93	873,887	97.68	0	0	0.00
伯 方	0	0	0.00	15	166,800	76.16	56	576,892	97.70	0	0	0.00
宮 浦	2	32,000	1,600.00	4	106,000	60.74	28	277,287	103.23	0	0	0.00
新 居 浜	6	45,000	88.24	77	897,100	78.15	375	4,295,352	76.62	2	14,741	0.30
角 野	6	81,000	90.71	40	601,300	135.67	166	1,751,149	101.18	1	6,684	0.39
新居浜東	0	0	0.00	13	127,500	72.44	100	628,972	86.02	0	0	0.00
中 萩	3	62,000	200.00	25	281,800	128.09	87	834,238	90.13	0	0	0.00
土 居	2	3,900	7.16	31	251,900	169.97	110	691,524	97.69	2	3,654	0.53
三 島	3	84,700	1,129.33	62	688,300	102.50	183	1,805,725	90.42	0	0	0.00
川 之 江	2	13,000	25.00	32	416,800	44.82	185	2,138,743	78.11	2	8,994	0.38
西 条	15	173,500	74.78	92	1,365,700	124.92	411	3,968,329	89.52	0	0	0.00
三 芳	2	55,000	392.86	19	228,500	71.79	72	723,661	92.57	0	0	0.00
壬 生 川	4	56,000	1,866.67	35	501,000	137.64	132	1,207,425	95.57	6	31,457	2.61
丹 原	2	30,000	57.92	6	119,000	138.29	32	178,142	74.85	0	0	0.00
小 松	2	23,000	65.71	16	152,700	52.66	67	603,317	89.81	0	0	0.00
八 幡 浜	2	15,200	12.99	47	1,042,700	127.03	202	2,627,352	91.25	1	10,317	0.38
大洲本町	1	5,000	22.22	5	41,500	58.29	45	271,843	75.55	0	0	0.00
大 洲	2	8,000	11.83	36	495,000	63.88	194	2,072,391	81.14	0	0	0.00
長 浜	1	11,000	220.00	15	127,000	200.63	50	698,447	97.23	0	0	0.00
五 十 崎	0	0	0.00	5	97,000	81.51	42	387,931	88.79	0	0	0.00
内 子	1	72,000	757.89	10	161,000	81.11	65	595,617	81.18	3	67,458	10.63
川 之 石	0	0	0.00	6	44,500	106.46	21	95,626	91.48	0	0	0.00
伊 方	0	0	-----	1	4,000	4.55	14	59,241	62.75	0	0	0.00
三 机	0	0	-----	0	0	0.00	1	5,000	100.00	0	0	0.00
三 崎	0	0	0.00	2	15,000	103.45	21	133,546	92.20	0	0	0.00
三 瓶	0	0	0.00	10	102,300	94.11	38	240,270	85.90	2	7,919	3.17
宇 和 島	15	228,500	255.31	84	1,139,150	130.26	335	3,583,790	96.84	3	37,416	1.05
追 手	0	0	-----	0	0	-----	1	422	67.41	0	0	0.00
卯 之 町	4	38,000	135.71	21	216,700	132.62	81	624,617	93.60	0	0	0.00
野 村	1	26,000	-----	14	215,000	114.97	69	507,225	102.47	0	0	0.00
高 山	0	0	-----	2	35,000	100.00	11	126,683	99.12	0	0	0.00
吉 田	0	0	0.00	9	49,950	74.55	41	248,986	86.72	4	27,081	9.62
近 永	1	65,000	216.67	11	190,000	75.10	46	485,760	94.31	0	0	0.00
松 丸	0	0	-----	2	40,900	255.63	13	62,592	111.60	0	0	0.00
岩 松	3	9,500	-----	16	136,500	113.23	42	259,605	104.52	3	3,638	1.43
愛 南	5	160,000	164.95	23	330,000	102.28	89	817,445	113.12	0	0	0.00
富 田	0	0	0.00	20	229,500	176.81	67	402,762	94.65	0	0	0.00
古 川	1	8,000	228.57	22	214,500	102.48	112	515,785	89.77	1	3,387	0.63
牛 渕	0	0	0.00	13	69,506	113.02	63	271,995	97.97	0	0	0.00
原 町	1	2,000	15.38	11	111,000	81.41	49	325,461	93.52	0	0	0.00
日 高	0	0	-----	2	18,000	-----	6	42,428	108.31	0	0	0.00
丸 亀	0	0	-----	0	0	-----	1	20,020	55.06	0	0	0.00
三 津 東	0	0	-----	1	1,500	13.64	3	6,905	45.57	0	0	0.00
桑 原	1	10,000	158.73	10	204,000	142.46	49	414,157	117.32	1	2,920	0.73
観 音 寺	0	0	-----	0	0	-----	1	18,645	79.73	0	0	0.00
大 西	1	7,000	-----	14	138,500	100.73	49	336,980	90.39	1	5,958	1.68
計	245	3,900,008	114.61	2,093	28,465,814	107.68	8,943	82,387,538	91.41	57	566,673	0.67

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
四国												
松 山	0	0	-----	7	88,500	117.53	44	402,421	130.71	0	0	0.00
松山本町	0	0	-----	3	61,000	196.77	0	0	0.00	0	0	0.00
松 山 南	0	0	0.00	6	172,000	182.01	25	230,809	98.21	0	0	0.00
今 治	1	5,000	-----	8	53,660	275.18	37	481,508	79.89	0	0	0.00
八 幡 浜	1	35,000	77.78	12	206,500	118.34	31	351,057	107.87	0	0	0.00
宇 和 島	0	0	0.00	6	161,000	211.84	45	330,769	96.05	0	0	0.00
御 荘	0	0	-----	0	0	-----	2	3,225	61.84	0	0	0.00
松 山 西	0	0	-----	3	58,000	70.73	23	232,281	76.66	0	0	0.00
四国中央	0	0	-----	0	0	-----	7	41,745	72.48	0	0	0.00
計	2	40,000	67.23	45	800,660	144.84	214	2,073,815	89.36	0	0	0.00
百十四												
松 山	9	35,500	37.37	27	577,000	120.84	96	1,247,149	114.64	0	0	0.00
新 居 浜	3	22,500	562.50	14	116,500	233.00	55	550,930	91.67	0	0	0.00
三 島	2	15,000	-----	19	254,800	-----	37	336,875	139.71	0	0	0.00
今 治	4	16,000	1,333.33	15	370,000	512.47	57	636,175	124.10	1	6,027	1.09
西 条	2	4,500	100.00	14	48,500	88.58	85	287,482	71.59	1	1,020	0.32
計	20	93,500	89.30	89	1,366,800	208.85	330	3,058,611	107.49	2	7,047	0.25
阿波												
松 山	2	29,000	-----	9	127,500	165.58	49	500,099	94.36	0	0	0.00
池 田	0	0	-----	0	0	-----	1	6,896	61.42	0	0	0.00
藍 住	0	0	-----	0	0	-----	2	25,780	81.74	0	0	0.00
鳴 門	0	0	-----	1	45,000	121.62	1	42,714	123.68	0	0	0.00
計	2	29,000	-----	10	172,500	151.32	53	575,489	94.76	0	0	0.00
広島												
松 山	1	4,500	5.56	29	512,000	36.42	148	1,471,597	73.75	0	0	0.00
今 治	1	3,000	33.33	42	394,300	75.21	153	1,078,464	69.99	0	0	0.00
伊予西条	1	1,000	2.86	18	132,700	52.87	97	519,336	66.06	2	1,594	0.26
新 居 浜	0	0	-----	5	57,500	21.40	73	861,681	76.90	0	0	0.00
三 島	4	19,000	223.53	36	290,800	84.12	113	697,881	85.43	0	0	0.00
川 之 江	0	0	0.00	6	44,500	35.04	40	278,734	51.86	0	0	0.00
因 島	0	0	-----	3	89,000	111.25	5	149,836	66.69	0	0	0.00
木 江	0	0	-----	0	0	-----	1	5,491	73.26	0	0	0.00
計	7	27,500	20.22	139	1,520,800	50.65	630	5,063,020	72.00	2	1,594	0.03
中国												
川 之 江	0	0	-----	0	0	-----	20	230,685	55.12	0	0	0.00
丸 亀	0	0	-----	0	0	-----	2	12,648	47.46	0	0	0.00
計	0	0	-----	0	0	-----	22	243,333	54.66	0	0	0.00
山口												
松 山	1	25,000	22.94	12	147,350	43.79	45	735,857	85.04	0	0	0.00
今 治	0	0	0.00	0	0	0.00	6	67,117	51.87	0	0	0.00
尾 道	0	0	-----	0	0	0.00	1	6,493	76.02	0	0	0.00
計	1	25,000	19.38	12	147,350	40.20	52	809,467	80.69	0	0	0.00
西日本												
広 島	0	0	-----	0	0	-----	2	8,792	96.99	0	0	0.00
計	0	0	-----	0	0	-----	2	8,792	81.50	0	0	0.00
愛媛												
本 店	20	536,000	54.22	170	2,706,115	52.25	528	6,101,209	83.65	1	11,316	0.19
中央市場	0	0	0.00	1	20,000	200.00	7	48,369	119.70	0	0	0.00
水産市場	1	5,000	16.67	3	18,000	34.29	11	72,298	73.52	0	0	0.00
末 広 町	2	7,000	1.67	41	354,200	49.48	168	832,151	71.73	0	0	0.00
大 街 道	5	34,000	13.41	93	736,336	115.20	216	1,282,819	106.34	1	384	0.03
道 後	8	34,200	15.88	32	175,300	26.80	111	894,413	83.91	2	3,060	0.30
本 町	7	14,000	4.29	52	358,300	43.74	151	824,300	75.34	2	5,093	0.58
三 津 浜	9	23,100	82.50	39	465,103	127.32	144	886,709	90.69	2	3,650	0.38
立 花	4	28,800	57.60	40	490,800	150.67	116	778,244	111.34	0	0	0.00
久 米	12	92,500	451.22	66	664,460	130.49	142	1,150,211	106.03	2	6,585	0.61
余 戸	8	103,000	44.30	56	732,400	127.31	122	1,065,561	98.05	0	0	0.00

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

平成 29 年 3 月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
愛媛 鴨川	6	71,000	57.49	33	244,000	50.58	145	910,724	87.27	2	1,853	0.20
中央通	3	13,500	41.28	33	327,800	111.23	83	595,356	114.40	0	0	0.00
古川	5	59,000	318.92	52	537,535	152.56	144	801,746	104.70	1	1,470	0.19
桑原	4	5,000	200.00	20	126,900	95.20	77	298,456	98.61	1	1,008	0.33
森松	15	293,500	113.32	77	1,185,500	133.34	205	1,792,575	103.39	0	0	0.00
空港通	11	71,500	113.49	41	281,300	67.62	147	688,013	88.62	0	0	0.00
石井	5	27,000	49.09	54	648,800	109.91	185	1,350,585	100.57	0	0	0.00
雄郡	0	0	0.00	21	207,950	82.32	84	518,567	82.04	0	0	0.00
重信	3	6,200	21.38	34	217,600	95.69	101	404,860	89.50	0	0	0.00
郡中	4	26,000	91.23	32	467,900	117.06	89	707,245	79.55	5	71,380	10.06
久万	3	5,300	176.67	11	29,300	69.78	34	120,244	96.97	0	0	0.00
北条	5	20,000	9.20	38	243,860	47.54	118	605,519	83.35	0	0	0.00
川の江	4	15,500	1,033.33	26	308,650	93.45	100	779,403	92.05	0	0	0.00
三島	3	4,500	136.36	31	186,400	96.78	102	477,482	91.14	1	13,238	2.75
新居浜	3	12,400	3.55	47	426,500	34.33	175	1,464,666	72.98	1	11,587	0.71
新居浜東	6	104,000	108.33	27	209,000	103.75	91	575,947	93.58	0	0	0.00
泉川	0	0	0.00	31	254,500	92.38	92	466,815	111.33	1	791	0.18
西条	13	147,700	79.20	85	856,300	83.33	229	1,633,832	97.03	0	0	0.00
氷見	3	6,500	20.97	18	78,500	91.33	54	166,207	92.30	0	0	0.00
壬生川	1	13,000	260.00	36	325,300	333.30	71	382,636	98.44	4	7,000	1.75
丹原	3	23,500	66.38	29	135,000	73.09	78	323,231	105.89	0	0	0.00
今治	2	1,800	0.45	82	533,400	29.68	241	1,768,299	71.50	0	0	0.00
旭町	5	17,500	38.04	54	469,480	73.33	142	784,120	88.99	1	1,804	0.22
波止浜	2	6,000	85.71	34	206,000	48.31	104	710,710	79.90	0	0	0.00
伯方	4	73,000	81.56	22	183,500	65.77	87	562,629	99.17	2	2,258	0.43
弓削	1	1,000	20.00	7	32,500	31.71	35	199,246	84.46	0	0	0.00
菊間	2	1,500	10.71	6	16,860	30.94	22	54,562	69.26	0	0	0.00
吉海	3	10,500	-----	13	55,000	65.17	40	144,716	97.38	0	0	0.00
長浜	3	5,100	39.23	14	60,500	150.12	41	192,290	104.85	0	0	0.00
内子	2	82,000	80.39	24	262,300	65.49	79	662,965	96.08	1	7,326	1.06
大洲	7	19,800	13.47	46	237,050	49.62	140	670,885	82.46	1	840	0.11
八幡浜	2	8,000	4.34	27	233,500	37.56	117	884,487	83.48	0	0	0.00
三瓶	1	1,500	2.17	11	228,000	72.98	35	374,533	90.20	1	6,088	1.67
川の石	1	1,500	4.05	10	118,500	86.50	38	182,745	85.30	0	0	0.00
野村	2	30,000	130.43	8	61,000	70.11	32	201,357	96.54	0	0	0.00
卯之町	5	25,500	42.50	35	432,100	137.39	86	729,125	115.92	1	2,433	0.34
宇和島	7	47,000	14.61	59	745,000	57.11	188	1,648,292	85.20	1	8,118	0.44
近永	1	8,000	133.33	20	273,150	107.50	66	529,032	100.61	0	0	0.00
吉田	6	79,000	295.88	20	157,400	210.01	59	224,586	102.95	1	5,662	2.75
岩松	2	12,000	82.76	16	60,000	96.77	42	92,321	75.44	2	3,596	4.00
城辺	3	16,000	1,066.67	20	105,400	151.65	55	264,565	91.38	1	5,919	2.18
宇和島南	2	15,000	38.96	19	75,668	44.10	75	236,386	78.40	3	28,096	11.53
見奈良	2	6,000	7.69	17	123,000	46.86	58	329,296	82.67	3	35,392	9.92
今治東	3	9,000	15.00	18	53,800	32.00	68	256,993	83.22	0	0	0.00
湯築	1	10,000	2,000.00	11	37,000	114.91	35	97,538	97.71	0	0	0.00
松山駅前	3	4,500	23.94	15	129,800	163.07	62	188,561	86.28	0	0	0.00
味生	4	11,200	41.48	11	71,400	73.61	57	152,542	100.91	0	0	0.00
松末	3	75,000	92.02	24	197,850	142.44	72	386,148	115.09	0	0	0.00
中萩	5	32,000	603.77	23	123,600	148.56	74	239,803	108.49	1	2,822	1.22
日高	2	8,000	21.62	17	126,800	76.99	87	389,173	88.84	0	0	0.00
三津浜東	0	0	0.00	6	11,500	19.69	30	59,459	115.49	0	0	0.00
金生	8	25,170	167.80	30	174,720	112.22	68	283,259	88.34	0	0	0.00
中之庄	3	8,000	94.12	18	111,300	203.10	47	230,296	100.45	0	0	0.00
飯岡	2	70,000	304.35	15	158,200	167.58	38	149,286	104.99	1	2,244	1.60
川内	1	1,000	5.56	22	222,154	83.83	67	388,567	89.72	0	0	0.00
桜井	1	3,500	-----	14	52,700	45.32	59	206,393	80.36	2	24,381	10.84
松前	1	150,000	258.62	22	347,000	95.33	79	737,229	119.70	1	909	0.15

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済			
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)	
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		
愛媛	姫 原	2	3,000	-----	12	34,400	286.67	22	43,379	174.98	0	0	0.00
	東 京	0	0	-----	0	0	-----	1	2,250	55.56	0	0	0.00
	土 居	2	14,500	15.85	10	115,500	49.53	49	355,663	81.01	0	0	0.00
	砥 部	1	5,000	100.00	22	181,600	131.02	64	443,789	106.95	0	0	0.00
	来 住	1	1,000	5.41	28	213,000	74.22	98	504,583	91.81	0	0	0.00
	大 阪	0	0	-----	1	30,000	-----	1	26,778	-----	0	0	0.00
	計	284	2,701,270	42.20	2,252	21,081,241	73.73	6,980	45,589,226	90.06	49	276,301	0.60
高知	松 山	1	30,000	-----	18	246,744	1,370.80	31	351,113	166.73	0	0	0.00
	今 治	0	0	-----	6	71,500	127.68	27	161,800	82.66	3	26,097	14.79
	新 居 浜	2	14,000	-----	10	83,500	267.63	52	284,931	75.53	0	0	0.00
	八 幡 浜	1	10,000	-----	4	38,500	213.89	19	154,777	91.15	0	0	0.00
	宇 和 島	1	38,000	237.50	11	105,500	79.32	41	202,159	117.19	0	0	0.00
	城 辺	0	0	-----	10	107,500	386.69	29	142,067	121.79	0	0	0.00
	計	5	92,000	575.00	59	653,244	230.02	199	1,296,847	104.37	3	26,097	2.05
徳島	松 山	0	0	-----	7	124,000	240.78	29	258,748	104.21	0	0	0.00
	今 治	6	219,500	359.84	38	482,900	98.65	93	686,418	116.12	0	0	0.00
	計	6	219,500	359.84	45	606,900	112.18	122	945,166	112.60	0	0	0.00
香川	松 山	1	30,000	-----	10	140,600	39.77	79	749,834	79.56	5	31,885	3.69
	松 山 西	1	6,000	28.57	8	141,000	64.83	48	470,067	79.62	1	5,518	1.08
	今 治	1	3,000	3.30	22	191,500	74.46	108	802,528	85.33	0	0	0.00
	西 条	1	30,000	600.00	10	109,300	45.17	64	442,418	77.61	3	11,841	2.36
	新 居 浜	1	3,000	19.35	7	47,000	19.50	70	715,400	78.08	2	2,729	0.33
	三 島	0	0	-----	14	138,300	176.63	60	349,937	99.82	0	0	0.00
	川 之 江	2	4,000	16.00	17	119,000	39.27	73	766,127	73.70	0	0	0.00
	大 洲	3	68,000	971.43	10	110,700	201.27	37	218,468	104.76	0	0	0.00
	八 幡 浜	0	0	0.00	9	68,500	124.55	34	134,683	93.11	0	0	0.00
	宇 和 島	0	0	0.00	17	177,000	386.46	70	417,930	106.95	0	0	0.00
	岩 松	0	0	-----	6	81,000	506.25	17	149,257	93.07	0	0	0.00
	計	10	144,000	83.00	130	1,323,900	71.01	660	5,216,649	83.41	11	51,973	0.90
もみじ	因島田熊	0	0	0.00	0	0	0.00	1	538	7.41	0	0	0.00
	因 島	0	0	-----	1	5,000	151.52	2	7,460	226.06	0	0	0.00
	計	0	0	0.00	1	5,000	116.28	3	7,998	75.75	0	0	0.00
愛媛信用	本 店	3	18,000	37.04	32	164,000	60.61	163	605,433	84.83	2	7,570	1.14
	城 東	2	9,000	1,800.00	13	67,000	61.58	60	178,104	92.36	0	0	0.00
	松山本町	0	0	0.00	17	90,310	60.45	79	291,693	96.76	1	1,741	0.58
	道 後	1	1,500	8.57	20	72,500	117.89	65	236,485	94.30	0	0	0.00
	東環東本	1	4,000	10.81	12	42,500	53.06	75	311,602	85.24	2	10,719	3.27
	久 米	4	26,000	35.04	47	409,400	144.84	119	621,973	111.65	0	0	0.00
	潮 見	1	10,000	28.99	11	129,060	84.19	73	363,147	84.48	1	1,081	0.28
	余 戸	2	4,000	36.36	11	83,000	60.81	36	219,348	80.22	0	0	0.00
	湊 町	0	0	-----	0	0	-----	2	402	57.95	0	0	0.00
	中 央 通	0	0	0.00	8	49,300	76.79	43	139,752	112.01	0	0	0.00
	石 井	2	16,500	126.92	24	134,100	48.29	136	702,550	83.37	0	0	0.00
	平 井	2	2,000	12.35	17	56,400	43.55	72	262,108	88.61	0	0	0.00
	齊 院	1	1,000	9.09	9	103,500	178.45	52	156,661	179.17	0	0	0.00
	土 居 田	1	4,000	16.33	15	104,400	105.99	65	175,633	93.01	0	0	0.00
	立 花	1	1,500	27.27	16	97,010	74.96	53	247,987	96.78	0	0	0.00
	砥 部	2	10,000	125.00	25	145,000	149.02	81	294,921	87.91	3	7,616	2.35
	横 河 原	0	0	0.00	14	45,850	46.98	37	105,723	123.13	0	0	0.00
	久 万	1	3,000	-----	5	14,500	15.59	23	124,488	85.52	0	0	0.00
	今 治	5	14,950	230.00	89	537,700	79.71	218	1,202,529	98.17	0	0	0.00
	本 町	0	0	-----	0	0	0.00	1	238	64.32	0	0	0.00

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

平成 29 年 3 月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
愛媛信用 常盤町	3	12,400	620.00	36	177,200	114.32	95	332,762	107.91	0	0	0.00
鳥 生	2	9,000	45.00	24	199,600	182.45	59	365,352	118.60	0	0	0.00
波止浜	0	0	-----	27	254,800	148.14	74	629,671	101.15	0	0	0.00
喜田村	0	0	0.00	26	146,100	75.82	99	355,054	91.83	1	1,128	0.31
壬生川	0	0	0.00	15	77,450	80.76	92	356,781	84.62	0	0	0.00
丹原	1	15,000	750.00	12	58,000	232.00	36	125,660	96.60	0	0	0.00
菊間	0	0	0.00	6	16,500	31.43	22	51,824	89.55	0	0	0.00
大西	0	0	0.00	15	75,200	106.97	53	213,565	82.20	0	0	0.00
八幡浜	1	2,000	-----	24	129,000	50.06	90	509,882	97.57	2	1,164	0.22
江戸岡	0	0	-----	2	22,000	42.31	7	12,613	15.64	0	0	0.00
大洲	2	16,500	41.25	12	74,500	105.67	41	244,463	88.22	0	0	0.00
野村	1	5,000	-----	8	72,500	138.62	21	94,531	104.77	0	0	0.00
宮西	1	5,000	20.41	11	44,200	105.24	38	110,365	98.43	0	0	0.00
今治立花	2	4,000	40.00	23	92,500	191.91	55	144,508	107.71	0	0	0.00
朝生田	2	5,300	176.67	15	110,000	213.59	51	172,708	88.90	1	10,835	5.73
川内	0	0	-----	20	117,830	165.96	30	174,276	127.27	1	2,303	1.43
とべ中央	4	19,500	325.00	41	236,750	178.01	93	363,650	122.85	0	0	0.00
垣生	1	1,000	14.08	27	201,700	157.09	76	375,148	116.94	0	0	0.00
雄郡	2	5,000	20.00	21	98,510	134.03	87	279,407	91.07	1	2,415	0.79
和泉	5	9,400	56.80	28	138,500	106.10	90	275,579	93.80	0	0	0.00
港南	1	500	0.83	15	95,840	87.21	15	89,250	42.32	0	0	0.00
郡中	1	5,000	16.40	18	64,000	56.75	86	250,841	154.56	0	0	0.00
松前	0	0	0.00	9	41,500	63.55	29	127,791	69.88	0	0	0.00
北条	1	5,000	100.00	16	86,500	360.42	42	124,842	141.22	0	0	0.00
溝辺	0	0	0.00	26	154,400	96.86	73	266,993	103.99	0	0	0.00
三津浜	5	23,400	1,560.00	29	140,700	247.58	91	249,825	96.46	1	1,440	0.59
味生	1	2,000	8.00	16	101,500	122.29	39	141,306	109.23	0	0	0.00
西条	2	5,000	29.41	23	126,000	105.44	110	514,292	88.55	1	3,719	0.66
新居浜	4	14,500	30.85	37	199,150	108.41	121	412,994	99.59	0	0	0.00
きし	5	25,600	131.28	28	121,600	88.63	94	331,390	100.99	1	1,248	0.39
中萩	1	11,000	122.22	17	93,400	95.11	69	206,806	102.36	0	0	0.00
三島	0	0	-----	8	48,500	59.88	22	112,539	94.03	0	0	0.00
川之江	0	0	0.00	19	67,000	132.67	27	86,742	123.99	0	0	0.00
計	77	326,550	42.08	1,039	6,028,460	96.00	3,480	14,344,182	96.02	18	52,978	0.36
川之江 本店	2	20,000	400.00	8	56,000	189.83	29	165,068	92.63	0	0	0.00
上分	1	10,000	142.86	12	138,500	307.78	30	175,114	118.25	0	0	0.00
三島	0	0	-----	4	33,000	183.33	19	65,485	94.71	0	0	0.00
南	0	0	-----	7	118,000	164.35	28	239,668	96.19	0	0	0.00
東	1	5,000	-----	5	23,500	189.52	17	67,217	95.81	0	0	0.00
西	1	5,000	250.00	3	16,000	94.12	23	87,214	53.29	0	0	0.00
計	5	40,000	285.71	39	385,000	198.76	146	799,766	91.05	0	0	0.00
東予信用 本店	3	8,000	400.00	19	72,200	49.79	61	221,508	93.81	0	0	0.00
泉川	0	0	0.00	5	33,000	61.11	30	99,079	77.32	1	11,544	10.00
川東	0	0	-----	13	68,700	136.58	46	252,043	92.29	0	0	0.00
三島	1	2,000	-----	7	51,900	111.61	26	103,512	86.38	0	0	0.00
松柏	0	0	-----	1	3,000	17.34	14	24,978	83.19	0	0	0.00
寒川	1	2,900	58.00	12	79,380	220.50	33	125,014	137.34	0	0	0.00
西条	2	9,000	-----	6	23,500	106.82	38	84,600	76.24	0	0	0.00
小松	1	3,000	-----	8	26,900	116.96	30	85,753	98.95	0	0	0.00
中萩	1	1,600	17.78	1	1,600	10.00	16	33,868	76.35	1	681	1.80
喜多川	0	0	0.00	3	13,500	80.84	17	30,029	90.45	0	0	0.00
新居浜駅	1	30,000	1,000.00	8	63,900	106.02	32	155,208	95.63	0	0	0.00
計	10	56,500	230.61	83	437,580	89.84	343	1,215,591	92.39	2	12,225	0.97

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

平成 29 年 3 月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
宇和島 本店	4	22,000	236.56	27	109,300	69.97	174	568,788	91.88	1	2,473	0.42
恵美須町	4	35,000	89.97	26	201,000	116.52	106	468,489	93.55	1	2,001	0.43
新 橋	2	11,000	192.98	13	58,800	73.04	84	172,892	82.89	1	999	0.54
城 南	0	0	0.00	4	21,500	120.79	44	54,335	74.49	0	0	0.00
来	0	0	0.00	9	59,200	85.73	55	141,161	91.81	2	6,317	4.13
泉 町	3	7,700	-----	10	43,700	103.80	49	136,199	98.02	1	284	0.21
吉 田	0	0	-----	4	11,120	278.00	27	39,622	88.64	0	0	0.00
南 宇 和	0	0	-----	5	95,300	90.94	37	252,543	98.44	0	0	0.00
三 間	1	10,000	-----	4	40,000	115.94	31	86,842	91.32	0	0	0.00
卯 之 町	1	17,000	212.50	6	36,000	73.02	42	156,092	86.92	2	6,801	4.16
計	15	102,700	142.84	108	675,920	92.50	649	2,076,963	91.50	8	18,874	0.88
観音寺 豊 浜	0	0	-----	3	6,500	216.67	0	0	0.00	0	0	0.00
四国中央	0	0	-----	0	0	-----	5	13,274	-----	0	0	0.00
計	0	0	-----	3	6,500	216.67	5	13,274	128.00	0	0	0.00
商工中金 松 山	2	12,000	-----	7	51,800	77.36	59	543,514	75.64	1	5,273	0.85
高 松	1	21,600	-----	2	41,600	216.67	1	18,510	99.58	0	0	0.00
計	3	33,600	-----	9	93,400	108.40	60	562,024	76.24	1	5,273	0.82
単一農協 愛媛南農	0	0	0.00	0	0	0.00	3	6,838	70.44	0	0	0.00
越智今農	0	0	-----	1	2,420	112.04	3	4,858	137.31	0	0	0.00
うま農協	0	0	-----	0	0	-----	1	1,200	35.29	0	0	0.00
中央農協	1	8,000	-----	1	8,000	-----	1	8,000	-----	0	0	0.00
計	1	8,000	160.00	2	10,420	93.37	8	20,896	125.53	0	0	0.00
総合計	697	8,064,128	69.96	6,173	64,211,489	90.92	22,961	167,339,438	90.70	153	1,019,035	0.59

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

※保証料率につきましては、別表「信用保証料率表」をご覧ください。

1. 一般保証（※別枠保証併用制度も含む）

① 一般・提携及び統一制度

（平成29年4月3日現在）

制度名		対象	資金用途	保証限度額（万円） （ ）は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
一 般 保 証	1 普通保証	中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
	2 特別小口保証	小規模企業者	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 1,250	5年以内	徴求しない
			設備		7年以内	徴求しない
	3 小口保証	小企業者	運転 設備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 50	3年以内	原則として徴求しない 必要に応じ徴求
	4 風俗営業飲食業保証	中小企業者	運転 設備	個人・会社 2,000 ※協調融資先である日本政策金融公庫の貸付金額以内	7年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
5 手形（でんさい）割引根保証	中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000 組 合 48,000	2年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求	
6 手形貸付根保証	中小企業者	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 5,000	1年以内	原則として徴求 必要に応じ徴求	
提 携 保 証	7 中小企業金融円滑化保証 （スムーズ8000）	県内に住所を有し、保証対象業種に属する事業を営む中小企業者であり、金融機関の企業評価「自己査定」において原則「正常先」の先	運転	個人・会社・組合 8,000	7年以内 (但し、一括返済は1年以内。また、経営安定関連保証を併用する場合は10年以内)	徴求しない 原則として徴求しない (法人は原則として代表者のみ徴求するが、申込人が希望し、協会における保証料率区分が第7区分から第9区分の場合に限り不要)
	8 小口連携保証 （トライアングル1000）	県内に住所を有し、保証対象業種に属する事業を営む会社・個人（確定申告先）で商工団体が推薦する先であり、所定の資格要件を満たす先	運転	運転については月商の2ヶ月が上限500	5年以内 7年以内	徴求しない 原則として徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
			設備	※所定の資格要件を満たす先については1,000		
	9 優良ランク保証 （バリュー5000）	県内に本店を有し、経営内容が良好であり、かつ今後も経営の向上が見込まれる会社及び医療法人で、所定の資格要件を満たす先	運転	会社 (医療法人を含む) 5,000	15年以内	徴求しない 原則代表者1名
	10 優良ランク保証Ⅱ （グッド3000）	県内に本店を有し、小規模であるが財務内容が健全な会社及び医療法人で、所定の資格要件を満たす先	運転	会社 (医療法人を含む) 3,000	15年以内	徴求しない 原則代表者1名
	11 優良ランク保証Ⅲ （ファイン1000）	県内に事業所を有し、財務内容が健全な個人事業者で、所定の資格要件を満たす先	運転	個人 1,000	15年以内	徴求しない 原則として徴求しない
	12 地域産業応援保証 （すごサポ）	愛媛県が作成するデータベース（「スゴ技」「すご味」「すごモノ」「スゴVen.」）に掲載されている中小企業者	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 1,000 ※但し、月商の2ヶ月が上限	10年以内 (但し、一括返済は1年以内。)	必要に応じ徴求 原則代表者1名
13 事業成長支援保証 （まるサポ2000）	中小企業者	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 2,000	10年以内 (但し、一括返済は1年以内。)	必要に応じ徴求	
		設備	※但し、既保証残高を含む			15年以内 (但し、一括返済は1年以内。)

制度名		対象	資金用途	保証限度額(万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人	
全 国 統 一 保 証	14	事業者カードローン 当座貸越根保証	中小企業者	運転 設備 個人・会社 ・特定非営利活動法人 2,000 ※組合は企業組合・協業組合に限る	1年間もしくは 2年間 (更新可)	原則として徴求しない 必要に応じ徴求	
	15	当座貸越(貸付専用型) 根保	中小企業者	運転 設備 個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000 ※組合は企業組合・協業組合に限る	1年間もしくは 2年間 (更新可)	原則として徴求 (但し、5,000万円以内 の場合は不要) 必要に応じ徴求	
	16	長期経営資金保証	中小企業者	運転	個人・会社 20,000	3年以上10年以内	原則として徴求
				設備		3年以上20年以内	必要に応じ徴求
	17	予約保証	中小企業者 (但し、対象外要件あり)	運転 設備 (※旧債決済資金は 対象外)	2,000 ※但し、小口零細企業保証制度を利用 する場合は、合計で500までとする	5年以内 (但し、小口零細企業保 証制度を利用する場合は 7年以内〔運転資金につ いては5年以内とする〕) ※信用保証書の有効期間 は、365日	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
	18	小口零細企業保証	小規模企業者 ※但し、中小企業信用保険法 第2条第3項第7号は除く	運転	1,250 ※但し、既存の保証協会の保証付融資残高 (根保証においては融資極度額)との合計で 1,250の範囲内となる新規の保証に限る	5年以内	原則不要
				設備		10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
19	経営力強化保証	金融機関及び認定経営革新等支援機 関の支援を受けつつ、自ら事業計画 の策定並びに計画の実行及び進捗の 報告を行う中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000 組 合 48,000	5年以内	必要に応じ徴求	
			設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)	
			借換		10年以内		
20	経営者保証ガイドライン対応保証	中小企業者(個人事業主は除く)(但 し、「経営者保証に関するガイドラ イン」において求められている対策 が講じられている者)	運転	会 社 28,000 ・特定非営利活動法人 組 合 48,000	3年以内	有担保無保証人要件の 場合に限り徴求する	
			設備		5年以内	徴求しない	
21	条件変更改善型借換保証	保証申込時、協会の保証付き借入金 の残高があり、その全部又は一部に ついて返済条件の緩和を行っている もので、金融機関及び認定経営革新 等支援機関の支援を受けつつ、自ら 事業計画の策定並びに計画の実行及 び進捗の報告を行う中小企業者	運転 設備 借換	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000 組 合 48,000	15年以内	必要に応じ徴求	

② 県制度(愛媛県中小企業振興資金融資制度保証における資金の種類)

制度名		対象	資金用途	保証限度額(万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人
経 営 安 定 資 金	22	一般資金	中小企業者	運転 設備 個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 5,000 ※組合転貸の場合は、1組合員あたり 1中小企業者の限度額	7年以内	必要に応じ徴求
				10年以内	必要に応じ徴求	
	23	建設産業短期資金	建設業又は土木建築サービス業 に属する事業を営む中小企業者 及び特定中小企業者(※1)	運転 個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 2,000 ※但し、工事代金など返済財源を特定 したものに限る	1年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
	24	小口資金	小規模企業者 (但し、特別小口保険を利用する者に あっては、小規模企業者であって、原 則として引き続き6ヶ月以上商工会議 所等の指導を受けている者)	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 2,000 ※但し、運転資金及び特別小口保険利 用の場合は1,250とする	7年以内 (但し、特別小口保険利用 の場合は5年以内)
設備				10年以内 (但し、特別小口保険利用 の場合は7年以内)		必要に応じ徴求 (但し、特別小口保険利用 の場合は徴求しない)
25	短期資金	中小企業者	運転	知事がその都度定める ※組合転貸の場合は、1組合員あたり1 中小企業者の限度額	1年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求

制度名		対象	資金用途	保証限度額(万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人	
26	小口零細企業資金	小規模企業者 ※但し、中小企業信用保険法 第2条第3項第7号は除く	運転	個人・会社・組合 1,250 ※但し、既存の保証協会の保証付融資残高 (根保証においては融資極度額)との合計で 1,250の範囲内となる新規の保証に限る	5年以内	原則不要	
			設備		10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)	
27	経営指導特例	小規模企業者 ※但し、中小企業信用保険法 第2条第3項第7号は除く (但し、原則として引き続き6ヶ月以上 商工会議所等の指導を受けている者)	運転	個人・会社・組合 1,250 ※但し、既存の保証協会の保証付融資残高 (根保証においては融資極度額)との合計で 1,250の範囲内となる新規の保証に限る	5年以内	原則不要	
			設備		10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)	
28	チャレンジ企業支援資金	認定中小企業者 又は 承認中小企業者等 又は 海外投資関係保証を 利用する中小企業者	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 5,000	7年以内 (一部5年以内)	必要に応じ徴求	
			設備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 10,000	10年以内 (一部7年以内)	必要に応じ徴求	
新事業 創出 支援 資金	29	創業等関連資金	創業等を行うとする個人及び会社並びに創業等を行った個人及び会社で事業を開始(会社を設立)した日以後5年を経過していない中小企業者	運転	個人・会社 1,500 ※但し、創業等を行うとする個人及び会社 にあつては、自己資金額を限度額とする	7年以内	徴求しない
			設備		10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)	
	30	創業関連資金	創業等を行うとする個人及び会社並びに創業等を行った個人及び会社で事業を開始(会社を設立)した日以後5年を経過していない中小企業者	運転	個人・会社 1,000 ※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証を 合算して1,000、創業関連保証・支援創業 関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,500が 限度	7年以内	徴求しない
				設備		10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
	31	支援創業関連保証	創業関連資金対象者のうち経済産業省令で定める認定特定創業支援事業により支援を受けて創業を行う中小企業者	運転	個人・会社 1,500 ※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証を 合算して1,000、創業関連保証・支援創業 関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,500が 限度	7年以内	徴求しない
				設備		10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
	32	再挑戦支援資金	過去に経営状況の悪化により事業を廃業もしくは会社を解散した経験の有する者で、当該事業廃止の日もしくは会社を解散した日から5年を経過する前に保証の委託を申し込みした者	運転	個人・会社 1,000 ※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証を 合算して1,000、創業関連保証・支援創業 関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,500が 限度	7年以内	徴求しない
				設備		10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
	33	支援創業関連保証	再挑戦支援資金対象者のうち経済産業省令で定める認定特定創業支援事業により支援を受けて創業を行う中小企業者	運転	個人・会社 1,500 ※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証を 合算して1,000、創業関連保証・支援創業 関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,500が 限度	7年以内	徴求しない
				設備		10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
	34	事業承継支援枠	県内で新たに事業承継する中小企業者	運転	個人・会社・組合 5,000	7年以内	必要に応じ徴求
				設備	個人・会社・組合 10,000	10年以内	必要に応じ徴求
35	緊急経済対策特別支援資金	特定中小企業者(※1)又は中小企業者又は経営力強化保証を利用する中小企業者	運転	個人・会社・特定非営利活動法人 5,000 組 合 10,000 ※組合転貸の場合は、1組合員あたり1中小企業者の限度額	7年以内 (但し、経営力強化保証を利用する場合は5年以内)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求	
			借換	個人・会社・特定非営利活動法人 8,000 組 合 16,000 ※組合転貸の場合は、1組合員あたり1中小企業者の限度額	10年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求	
36	雇用促進支援資金	認定中小企業者	運転	個人・会社・特定非営利活動法人 5,000 組 合 10,000 ※組合転貸の場合は、1組合員あたり1中小企業者の限度額	7年以内	必要に応じ徴求	
			設備		10年以内 (チャレンジ企業支援資金保証対象者12年以内)	必要に応じ徴求	
37	建設産業新分野 進出等支援資金	認定中小企業者 又は 特定中小企業者(※1)	運転	個人・会社・組合 5,000 ・特定非営利活動法人	7年以内	必要に応じ徴求	
			設備		10年以内	必要に応じ徴求	
38	災害関連対策資金	災害等の発生の都度知事が定める					

③ 市町制度

制度名		対象	資金用途	保証限度額 (万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人
39	中小企業振興資金融資制度保証	中小企業者	運転設備	各市町の融資条件による 上限 500	各市町の融資条件による (最長 5 年)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
40	中小企業緊急経営資金融資制度保証 (現在、八幡浜市・今治市・新居浜市・西予市・四国中央市のみ取扱)	中小企業者	運転	各市町の融資条件による 上限 1,000 ※但し、中小企業振興資金融資制度保証と合算して、1,000とする なお、同保証との併用は不可	各市町の融資条件による (最長 6 年)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
41	中小企業経営安定化資金融資制度保証 (現在、松山市・今治市のみ取扱)	特定中小企業者(※1)	運転	各市町の融資条件による 上限 1,000 ※但し、中小企業振興資金融資制度保証及び中小企業緊急経営資金融資制度保証と合算して、1,000とする	各市町の融資条件による (最長 7 年)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
42	中小企業季節資金融資制度保証 (松山市・新居浜市のみ取扱)	中小企業者	運転	各市町の融資条件による 上限 300	各市町の融資条件による (最長 5 ヶ月)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
43	中小企業設備近代化資金融資制度保証 (松山市・今治市のみ取扱)	中小企業者	設備	各市町の融資条件による 上限 1,000	各市町の融資条件による (最長 7 年)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
44	小企業特別小口資金融資制度保証 (現在、取扱市町なし)	小規模企業者	運転設備	上限 200	5 年以内	徴求しない 徴求しない

2. 別枠保証

制度名		対象	資金用途	保証限度額 (万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人
45	公害防止保証	中小企業者	設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 組 合 5,000 10,000	15 年以内 (特別 20 年以内)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
46	エネルギー対策保証	中小企業者	設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 組 合 20,000 40,000	15 年以内 (特別 20 年以内)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
47	海外投資関係保証	中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 20,000	10 年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 40,000	15 年以内 (特別 20 年以内)	必要に応じ徴求
48	新事業開拓保証	認定中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 20,000	10 年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 40,000	15 年以内 (特別 20 年以内)	必要に応じ徴求
49	経営安定関連保証 (セーフティネット保証)	中小企業信用保険法第 2 条 第 5 項第 1 号～ 8 号の認定 を受けた特定中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 組 合 28,000 48,000	10 年以内	必要に応じ徴求
			設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 組 合 38,000 48,000	15 年以内 (特別 20 年以内)	必要に応じ徴求
50	東日本大震災復興緊急保証	東日本大震災により直接的 に被害を受けた中小企業者	運転 設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 組 合 28,000 48,000	10 年以内	必要に応じ徴求 原則として徴求しない (法人は代表者のみ徴求)

制度名		対象	資金用途	保証限度額(万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人
51	創業等関連保証	創業等を行うとする個人及び会社並びに創業等を行った個人及び会社で事業を開始(会社を設立)した日以後5年を経過していない中小企業者	運転設備	1,500 ※新規開業資金については、自己資金額が限度	10年以内	徴求しない 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
52	創業関連保証	創業等を行うとする個人及び会社並びに創業等を行った個人及び会社で事業を開始(会社を設立)した日以後5年を経過していない中小企業者	運転設備	個人・会社 1,000 ※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,000、創業関連保証・支援創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,500が限度	10年以内	徴求しない 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
53	支援創業関連保証	創業関連保証対象者のうち経済産業省令で定める認定特定創業支援事業により支援を受けて創業を行う中小企業者	運転設備	個人・会社 1,500 ※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,000、創業関連保証・支援創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,500が限度	10年以内	徴求しない 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
54	再挑戦支援保証	過去に経営状況の悪化により事業を廃業もしくは会社を解散した経験を有する者で、当該事業廃止の日もしくは会社を解散した日から5年を経過する前に保証の委託を申し込みした者	運転設備	個人・会社 1,000 ※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,000、創業関連保証・支援創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,500が限度	10年以内	徴求しない 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
55	支援創業関連保証	再挑戦支援保証対象者のうち経済産業省令で定める認定特定創業支援事業により支援を受けて創業を行う中小企業者	運転設備	個人・会社 1,500 ※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,000、創業関連保証・支援創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,500が限度	10年以内	徴求しない 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
中堅企業破綻金融機関等関連特別保証	※A 破綻金融機関等 関連特別保証	認定中堅業者	運転 設備	会社 50,000 ※協調融資総額の8割を限度とする	5年以内 7年以内	徴求しない (但し、10,000万円超の保証の際は必要) 必要に応じ徴求
	※B 破綻金融機関等 関連特別無担保保証	認定中堅業者	運転 設備	会社 10,000 ※協調融資総額の8割を限度とする	5年以内 7年以内	徴求しない 必要に応じ徴求
58	激甚災害保証	被災中小企業者	運転 設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000 組合 48,000	10年以内 15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
59	労働力確保関連保証	認定中小企業者	運転 設備	個人・会社 28,000 特定組合 48,000	10年以内 15年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
60	中小小売商業関連保証	認定中小企業者	設備	個人・会社 28,000 特定組合 48,000	15年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
61	商店街整備等 支援関連保証	認定一般社団法人 及び 一般財団法人	設備	一般社団法人及び 一般財団法人 28,000	15年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
62	伝統的工芸品 支援関連保証	認定一般社団法人 及び 一般財団法人	運転 設備	一般社団法人及び 一般財団法人 28,000	10年以内 15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
63	地域伝統芸能 関連保証	認定中小企業者	運転 設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000 組合 48,000	10年以内 15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
64	流通業務総合効率化 関連保証	認定中小企業者	運転 設備	個人・会社 28,000 組合 48,000	10年以内 15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
65	小規模事業者 支援関連保証	認定一般社団法人 及び一般財団法人 又は特定非営利 活動法人	運転 設備	一般社団法人及び 一般財団法人 特定非営利活動法人 28,000	10年以内 15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求

制度名		対象	資金用途	保証限度額 (万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
66	特定中小企業再生支援関連保証	認定支援機関	運転	商工会・都道府県商工会連合会・商工会議所等 28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備		15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
67	※C 地域産業資源活用事業関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社 28,000 (60,000)	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000 (80,000)	7年以内	必要に応じ徴求
68	※D 海外地域産業資源活用事業関連保証	認定中小企業者 (但し、海外において地域産業資源活用事業(需要の開拓に係るものに限る)を実施するものに限る)	運転	個人・会社 40,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 60,000	7年以内	必要に応じ徴求
69	地域産業集積関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
70	中心市街地商業活性化関連保証	認定中小企業者 特定中小企業者 又は認定一般社団法人 及び一般財団法人	運転	個人・会社 28,000 ※特定会社・一般社団法人及び一般財団法人を含む	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
71	中心市街地商業活性化支援関連保証	特定中小企業者 又は認定一般社団法人 及び一般財団法人	運転	個人・会社 56,000 ※特定会社・一般社団法人及び一般財団法人を含む	10年以内	必要に応じ徴求
			設備		15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
72	※E 特定新技術事業活動関連保証	中小企業者	運転	個人・会社 30,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 60,000	7年以内	必要に応じ徴求
73	※F 経営革新関連保証	承認中小企業者	運転	個人・会社 28,000 (60,000)	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000 (120,000)	7年以内	必要に応じ徴求
74	※G 異分野連携新事業分野開拓関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社 28,000 (100,000)	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000 (140,000)	7年以内	必要に応じ徴求
75	※H 周辺地域整備関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社 28,000 ・特定非営利活動法人 (30,000)	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000 (60,000)	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
76	※I 中小企業特定社債保証	下記のいずれかの条件を満たす中小企業者(株式会社・特例有限会社・合名会社・合資会社・合同会社) (1) 総資産額5千万円以上3億円未満かつ(自己資本比率20%以上又は純資産倍率2.0倍以上)かつ(使用総資本事業利益率10%以上又はインタレスト・カバレッジ・レシオ2.0倍以上) (2) 総資産額3億円以上5億円未満かつ(自己資本比率20%以上又は純資産倍率1.5倍以上)かつ(使用総資本事業利益率10%以上又はインタレスト・カバレッジ・レシオ1.5倍以上) (3) 総資産額5億円以上かつ(自己資本比率15%以上又は純資産倍率1.5倍以上)かつ(使用総資本事業利益率5%以上又はインタレスト・カバレッジ・レシオ1.0倍以上)	運転 設備	会 社 45,000 一括支払契約保証の利用がない場合 ※但し、経営安定関連保証を除く普通保証、無担保保証、中小企業特定社債保証と合計で50,000以内とする 一括支払契約保証の利用がある場合 ※但し、経営安定関連保証を除く普通保証、無担保保証、中小企業特定社債保証及び一括支払契約保証と合計で100,000以内とする	2年以上 7年以内 (年単位)	徴求しない (但し、20,000万円超の保証の際は必要) 徴求しない
77	※J 特定研究開発等関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社 28,000 (30,000)	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000 (60,000)	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求

制度名		対象	資金 用途	保証限度額 (万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
78	※K 流動資産担保融資保証 (ABL保証)	流動資産(売掛債権・棚卸資産)を担保として借り入れを行う中小企業者	運転 設備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 20,000	根保証：1年間 (更新可) 個別保証：1年以内	売掛債権、棚卸資産に限り徴求する (但し、棚卸資産は法人のみが対象) 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
79	※L 下請振興関連保証	振興事業を 実施する 中小企業者	運転 設備	個人・会社・組合 20,000	1年以内 (更新可)	徴求する (但し、親事業者に対す る売掛債権に限る) 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
80	事業再生保証 (DIP保証)	民事再生手続き又は会社更生手続きを申し立てた中小企業者であって、再生/更生計画認可後3年を経過していない者	運転 設備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 20,000	10年以内	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
81	※M 事業再生円滑化 関連保証 (プレDIP保証)	特定認証紛争解決事業者(特定ADR)、中小企業基盤整備機構又は中小企業再生支援協議会が関与する私的整理手続中の中小企業者	運転 設備 <small>(経済産業省 令で定めら れているも のに限る)</small>	個人・会社 28,000 組 合 48,000	3年以内	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
82	※N 特定信用状関連保証 (LC保証)	スタンバイ信用状による海外現地資金調達を行う中小企業者	事業の 振興に 必要な 資金	個人・会社・組合 20,000	1年以内	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
83	※O 農工商等連携事業関連保証	認定を受けた農工商等連携事業計画に従って農工商等連携事業を行う中小企業者	運転	個人・会社 28,000 (100,000)	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則 担保徴求する)
			設備	組 合 48,000 (140,000)	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
84	農工商等連携支援関連保証	認定を受けた農工商等連携支援事業計画に従って農工商等連携支援事業を行う認定一般社団法人及び一般財団法人又は特定非営利活動法人	運転	一般社団法人及び 一般財団法人、 特定非営利活動法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則 担保徴求する)
			設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
85	経営承継関連保証	認定中小企業者 (※組合、土法人は対象外)	運転	個人・会社 28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備		15年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
86	※P 一括支払契約保証	中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 100,000	1年以内 (更新可)	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
87	中小企業承継事業再生関連保証	産業競争力強化法第121条に規定する中小企業承継事業再生計画を主務大臣に提出し、認定を受けた承継事業者である中小企業者に限る(但し、認定中小企業承継事業再生計画に従って設立される法人を除く)	運転 設備	個人・会社 28,000 組 合 48,000	10年以内	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)

制度名		対象	資金用途	保証限度額(万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額		保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
88	商店街活性化事業関連保証	認定を受けた商店街活性化事業計画に従って商店街活性化事業を実施する商店街振興組合等(組合員、所属員を含む)	運転	個人・会社	28,000	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則担保徴求する)
			設備	組合	48,000	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
89	商店街活性化支援関連保証	認定を受けた商店街活性化支援事業計画に従って商店街活性化支援事業を実施する認定商店街活性化支援事業者	運転	一般社団法人及び一般財団法人、特定非営利活動法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則担保徴求する)
			設備			7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
90	経営革新等支援関連保証	認定を受けて経営革新等支援業務を実施する一般社団法人及び一般財団法人又は特定非営利活動法人	運転	一般社団法人及び一般財団法人、特定非営利活動法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則担保徴求する)
			設備			7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
91	情報提供支援関連保証	認定を受けた認定情報提供機関のうち、情報提供業務を実施する一般社団法人又は一般財団法人	運転	一般社団法人及び一般財団法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備			7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
92	※Q 特定下請連携事業関連保証	認定を受けた特定下請連携事業計画に従って、特定下請連携事業を行う特定下請事業者	運転	個人・会社	28,000 (40,000)	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組合	48,000 (60,000)	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
93	事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)	再生支援協議会等の中小企業支援機関の指導又は助言を受けて作成した再生計画等に従って事業再生を実行中の中小企業者	運転	個人・会社	28,000	15年以内	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
			設備 (事業再生計画の実施に必要な資金)	組合	48,000		
94	連携創業支援関連保証	市町が策定し、主務大臣に認定を受けた認定創業支援事業計画に従って市町と連携し創業支援事業を実施する一般社団法人及び一般財団法人又は特定非営利活動法人	運転	一般社団法人及び一般財団法人、特定非営利活動法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備			7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
95	地域産業資源活用支援関連保証	一般社団法人及び一般財団法人又は特定非営利活動法人であって、認定を受けた地域産業資源活用支援事業計画に従って地域産業資源活用支援事業を行うもの	運転	一般社団法人及び一般財団法人、特定非営利活動法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備			7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
96	※R 経営力向上関連保証	認定を受けた経営力向上計画に従って経営力向上に係る事業を実施する中小企業者	運転	個人・会社	28,000 (60,000)	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組合	48,000 (120,000)	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
97	追認保証	※利用する各制度の取り扱いに準ずる 但し 1,000万円を限度とする					
98	借換保証	※借換後の保証に対する制度の取り扱いに準ずる					

(※1)「特定中小企業者」とは、中小企業信用保険法第2条第5項(経営安定関連)1～8号のいずれかの規定に基づき市町長の認定を受けた方のことです。

(注1)

1. 普通保証、手形(でんさい)割引根保証、当座貸越(貸付専用型)根保証、経営力強化保証、条件変更改善型借換保証、経営安定関連保証、東日本大震災復興緊急保証、激甚災害保証、労働力確保関連保証、中小小売商業関連保証、商店街整備等支援関連特例、伝統的工芸品支援関連保証、地域伝統芸能等関連保証、流通業務総合効率化関連保証、小規模事業者支援関連保証、特定中小企業再生支援関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、特定研究開発等関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、地域産業集積関連保証、中心市街地商業等活性化関連保証、中心市街地商業等活性化支援関連保証(※)、事業再生円滑化関連保証、農工商等連携事業関連保証、農工商等連携支援関連保証、経営承継関連保証、中小企業承継事業再生関連保証、商店街活性化事業関連保証、商店街活性化支援関連保証、経営革新等支援関連保証、情報提供支援関連保証、特定下請連携事業関連保証、事業再生計画実施関連保証、連携創業支援関連保証、地域産業資源活用支援関連保証、経営力向上関連保証の保証限度額には、個人・会社、組合又は一般社団法人及び一般財団法人(対象中小企業者)とも無担保保証に係る保証限度額 8,000 万円(※の中心市街地商業等活性化支援関連保証については 16,000 万円)が含まれています。
2. 一般保証の合計は、普通保証に係る保証にあっては個人・会社 20,000 万円、組合 40,000 万円(無担保保証に係る保証にあっては、個人・会社、組合とも 8,000 万円)を超えることができません。
3. 特別小口保証に係る保証を利用することができるのは、中小企業者のうち常時使用する従業員の 20 人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については 5 人)以下の会社及び個人に限りです。なお、常時使用する従業員の数を業種ごとに政令で定める場合は、その政令で定める従業員数以下の会社及び個人とします。
4. 特別小口保証に係る保証は、無担保・無保証人ですが、他の保証を併用することはできません。
5. 激甚災害保証と経営安定関連保証は、一般保証のほかに別枠の利用が可能です。合算で普通保証 20,000 万円、無担保保証 8,000 万円(うち無担保保証人保証 1,250 万円)の範囲内で取り扱います。
また、別枠を利用した場合、激甚災害保証及び経営安定関連保証と東日本大震災復興緊急保証合算で普通保証 40,000 万円(組合の場合は 80,000 万円)、無担保保証 16,000 万円(うち無担保保証人保証 2,500 万円)、最大で 56,000 万円(組合の場合は 96,000 万円)が限度となります。
6. 対象が中小企業者・小規模企業者となっているもののうち、一部保証制度については特定非常活動法人が対象とならない場合があります。

(注2)

愛媛県中小企業振興資金融資制度保証については、融資限度額での取り扱いとなっており、その額を保証限度額欄に表示しております。したがって部分保証方式を選択されている金融機関からの責任共有対象保証の申し込みがあった場合の保証限度額は、表示されている金額に保証割合を乗じた額になりますのでご留意下さい。

(注3)

1. ※A 破綻金融機関等関連特別保証及び※B 破綻金融機関等関連特別無担保保証の取り扱いは、平成 10 年 12 月 24 日より「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時処置法」が終了する日までとなっております。この二制度については、同法第 2 条第 2 項の規定に基づく県知事の認定書が必要となります。
2. ※C 地域産業資源活用事業関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証及び特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、周辺地域整備関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人 40,000 万円、組合 60,000 万円の利用ができます。
また、流動資産担保保証に該当する場合には、別枠として個人・会社・その他法人・組合ともに 20,000 万円の利用ができます。
3. ※D 海外地域産業資源活用事業関連保証については、海外投資関係保証及び経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証の海外投資関係保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人 40,000 万円、組合 60,000 万円の利用ができます。
4. ※E 特定新技術事業活動関連保証については、新事業開拓保証ならびに経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証の新事業開拓保証に該当する別枠を含みます。
5. ※F 経営革新関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証及び特定新技術事業活動関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人 30,000 万円、組合 60,000 万円の利用ができます。
また、海外投資関係保証に該当する場合には、別枠として海外投資関係保証及び海

外地域産業資源活用事業関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人 30,000 万円、組合 60,000 万円の利用ができます。

6. ※G 異分野連携新事業分野開拓関連保証の保証限度額については、以下のとおりとなります。
(新事業開拓保証に該当する場合)
別枠として、新事業開拓保証及び特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人 40,000 万円、組合 60,000 万円の利用ができます。
(海外投資関係保証に該当する場合)
別枠として海外投資関係保証及び海外地域産業資源活用事業関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人 40,000 万円、組合 60,000 万円の利用ができます。
(流動資産担保保証に該当する場合)
別枠として個人・会社・その他法人・組合ともに 20,000 万円の利用ができます。
7. ※H 周辺地域整備関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証及び特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人 30,000 万円、組合 60,000 万円の利用ができます。
8. ※I 中小企業特定社債保証については、保証協会と金融機関の共同保証形式(ただし保証協会の保証は割合は 80%)となります。したがって、保証付私債の発行価格は 56,000 万円が限度となります。
9. ※J 特定研究開発等関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合は別枠として、新事業開拓保証及び特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人 30,000 万円、組合 60,000 万円の利用ができます。
10. ※K 流動資産担保融資保証及び※L 下請振興関連保証については、保証協会の保証割合は 80%となります。したがって、本保証での借入額は各 25,000 万円が限度となります。
11. ※M 事業再生円滑化関連保証(特例小口保証利用の場合を除く)及び※N 特定信用関連保証については、保証協会の保証割合は 80%となります。
12. ※O 農工商等連携事業関連保証の保証限度額については、以下のとおりとなります。
(新事業開拓保証に該当する場合)
別枠として、新事業開拓保証及び特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人 40,000 万円、組合 60,000 万円の利用ができます。
(海外投資関係保証に該当する場合)
別枠として海外投資関係保証及び海外地域産業資源活用事業関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、経営力向上関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人 40,000 万円、組合 60,000 万円の利用ができます。
(流動資産担保保証に該当する場合)
別枠として個人・会社・その他法人・組合ともに 20,000 万円の利用ができます。
13. ※P 一括支払契約保証については、保証協会の保証割合は 70%以下となります。したがって、本保証での借入極度額は 14 億 2,800 万円が上限となります。
14. ※Q 特定下請連携事業関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証及び特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人 40,000 万円、組合 60,000 万円の利用ができます。
15. ※R 経営力向上関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証及び特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人 30,000 万円、組合 60,000 万円の利用ができます。
また、海外投資関係保証に該当する場合には、別枠として海外投資関係保証及び海外地域産業資源活用事業関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農工商等連携事業関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人 30,000 万円、組合 60,000 万円の利用ができます。

保証協会団信実績

| 平成 29 年 2 月 |

平成21年11月1日より保証協会団体信用生命保険制度の取扱いをしております！

●保証協会団体信用生命保険とは

保証協会団体信用生命保険（以下、保証協会団信）とは、信用保証協会の保証付で金融機関から借入を行ったお客様が、その全額を返済されないうちに、死亡もしくは所定の高度障がい状態となった場合に、一般社団法人全国信用保証協会連合会（以下、連合会）が生命保険会社から受け取る保険金（*）をもとに、加入している借入口について、金融機関に対する債務を弁済する制度です。

これにより、事業の維持安定が可能になるとともに、ご家族の皆様の安心を図ることができます。

（*保証協会団信は連合会が生命保険会社と契約します。お客様は連合会と債務弁済委託契約を締結していただきます。）

愛媛県信用保証協会は、中小企業の皆様への「プラスワンサービス」として保証協会団信の取扱いを開始しました。なお、保証協会団信への加入は中小企業者の皆様の任意であり、保証の諾否・金額査定には全く関係ありません。

●保証協会団信加入状況

保証協会団信の平成29年2月末時点の加入状況は下記の通りです。（生保会社査定後承諾済ベース）

9～2月件数	9～2月融資額	累計件数	累計金額	平均融資額	平均年齢
38件	31,690万円	976件	718,427万円	736万円	51.8歳

〈金融機関別〉

金融機関名	9～2月件数(件)	9～2月融資額(万円)	累計件数(件)	累計金額(万円)
伊予銀行	3	4,400	284	235,978
四国銀行	—	—	8	11,745
百十四銀行	—	—	11	16,200
阿波銀行	—	—	1	500
広島銀行	1	900	10	8,470
愛媛銀行	15	10,740	272	211,025
香川銀行	—	—	13	15,060
高知銀行	—	—	20	14,347
徳島銀行	—	—	3	1,990
愛媛信金	14	10,450	246	137,625
東予信金	3	3,800	59	35,530
川之江信金	—	—	20	17,467
宇和島信金	1	900	28	11,990
三菱東京UFJ	1	500	1	500
合計	38	31,690	976	718,427

八幡浜市

愛媛県の西部、佐田岬半島の基部に位置し、総面積は132.68km²。北は伊予灘、西は宇和海に面し、東は大洲市、南は西予市、西は伊方町と接しています。また、西側の南半は豊後水道(宇和海)をはさんで九州に対しています。海岸線はリアス式海岸を形成、急斜面が海岸に迫る地形で平坦地が少なく、岬と入り江が交錯した風光明媚な景観が楽しめます。

八幡浜市(八幡浜地区・保内地区)
人口…35,223人 世帯数…16,435世帯
(H29年1月末日現在)



ちょっと寄り道

どーや市場

どーやいちば

セリに掛けられたばかりの魚を安値で手に入れることができる。6時半頃には21店舗が開店。安く新鮮な魚を求めて、早朝にもかかわらず市内・外間わず多くの人を訪れる。値段の交渉や会話も楽しめるのが市場の魅力。漁船や客船が行き交う港で新鮮な魚が購入できるだけでなく、市場の雰囲気も満喫できる。旬の魚やさばき方、調理法まで気軽にアドバイス、商品の発送にも対応してくれるのも嬉しい。

⑧八幡浜市沖新田1581番地
(道の駅・みなとオアシス八幡浜みなと内)
☎0894-24-3044(代表:魚とら)
営業8:00~最長17:00 ㊟不定休



八幡浜黒湯温泉

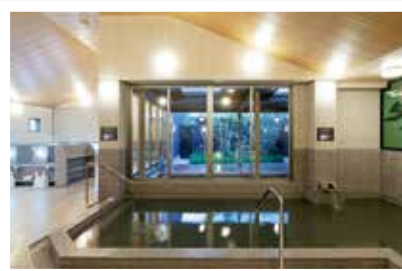
みなと湯

保湿・保温効果に優れた美人の湯

⑧八幡浜市北浜1丁目7番39号
☎0894-24-0112
営業9:00~23:00(札止め22:30) ㊟不定休
料入浴料=大人(中学生~65歳未満)550円/シルバー(65歳以上)500円/子供(3歳~6年生)300円



八幡浜の新しいリラクゼーションスペースとして注目されているのがここ、「みなと湯」です。
中国・四国地方では初めて、黒湯(モール泉)という大変珍しい泉質の温泉が地下950mから湧出しました黒湯とは泥炭など腐植物を含むアルカリ性の温泉のことで、モール浴(ヨーロッパに肌の腐植物を含む泥炭泥を直接体に塗る美容法)に似た効果が期待されることに由来しています。保湿・保温効果に優れ、肌にしっとりとなじんでスベスベにしてくれることから、「美人の湯」とも呼ばれています。
露天風呂には塩分を多く含んだ地下水を使用した「塩湯」を使用。肌の引き締め効果もあるそうです。
【泉質】含鉄(一)ナトリウム・炭酸水素塩冷鉱泉(低張性アルカリ性冷鉱泉)
【適応症】筋肉痛、関節痛、冷え性、末梢循環障害、胃腸機能の低下、軽症高血圧、糖尿病、軽い高コレステロール血症、軽い喘息又は肺気腫、痔の痛み、自律神経不安定症、ストレスによる諸症状、病後回復期、疲労回復、健康増進、さきさす、皮膚乾燥症



本所

〒790-8651 愛媛県松山市一番町4丁目1番地2 中小企業会館2・3階
総務部／総務課 TEL089-931-2111(代) FAX089-931-2107
電算課 TEL089-931-2115 FAX089-931-2170
業務統括部／企業支援課 TEL089-931-2116 FAX089-931-2107
TEL089-931-2114 FAX089-931-2107
管理推進課 TEL089-931-2117 FAX089-931-2107
監査室 TEL089-931-2180 FAX089-931-1026

松山事業部

〒790-8651 愛媛県松山市一番町4丁目1番地2 中小企業会館1階
保証一課・保証二課・管理課 TEL089-931-2118 FAX089-931-2174

業務区域 松山市・東温市・伊予市・久万高原町・砥部町・松前町



新居浜支所

〒792-0025
新居浜市一宮町2丁目4番8号 新居浜商工会館2階
保証課 TEL0897-33-8282 FAX0897-33-8284
管理課 TEL0897-33-8292 FAX0897-33-8293

業務区域 新居浜市・西条市・四国中央市

八幡浜支所

〒796-8691
八幡浜市1590番地22 八幡浜商工会館4階
TEL0894-22-2003 FAX0894-22-3137

業務区域 八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町

今治支所

〒794-0042
今治市旭町2丁目3番地20 今治商工会議所ビル5階
TEL0898-23-0170 FAX0898-23-0758

業務区域 今治市・上島町

宇和島支所

〒798-0040
宇和島市中央町1丁目9番10号 愛媛新聞ビル5階
TEL0895-22-6556 FAX0895-22-6583

業務区域 宇和島市・鬼北町・松野町・愛南町

がんばる中小企業のベストパートナー



EHIME GUARANTEE

愛媛県信用保証協会

